

# 鮫川村過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

福島県鮫川村

# 鮫川村過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

## 目 次

目次	
1	基本的な事項..... - 5 -
(1)	村の概況..... - 5 -
ア	村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要..... - 5 -
イ	村における過疎の状況..... - 7 -
ウ	村の社会経済的発展の方向の概要..... - 11 -
(2)	人口および産業の推移と動向..... - 13 -
ア	人口の推移と動向..... - 13 -
イ	産業の推移と動向..... - 15 -
(3)	行財政の状況..... - 17 -
ア	行政の状況..... - 17 -
イ	財政の状況..... - 18 -
ウ	施設整備の水準等の現況と動向..... - 20 -
(4)	地域の持続的発展の基本方針..... - 22 -
ア	基本方針..... - 22 -
(5)	地域の持続的発展のための基本目標..... - 23 -
①	地域ブランド「まめな暮らし」で稼げる村づくり..... - 23 -
②	「つながり」を活かす村づくり..... - 23 -
③	「こどもがまんなか」を実現する村づくり..... - 23 -
④	「人が集まる」美しい村づくり..... - 23 -
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項..... - 23 -
ア	点検及び評価の基本的な考え方..... - 23 -
イ	点検及び評価体制..... - 24 -
(7)	計画期間..... - 24 -
(8)	公共施設等総合管理計画との整合..... - 24 -
2	移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成..... - 27 -
(1)	現況と問題点..... - 27 -
(2)	その対策..... - 28 -
①	具体的解決策..... - 28 -
②	目標..... - 28 -

(3) 計画 .....	- 30 -
(4) 公共施設等総合管理等との整合 .....	- 31 -
3 産業の振興 .....	- 32 -
ア 基本方針 .....	- 32 -
イ 他市町村との連携事項 .....	- 32 -
(1) 現況と問題点 .....	- 33 -
① 農林水産業その他の産業の振興 .....	- 33 -
② 中小企業者に対する情報の提供等 .....	- 35 -
③ 観光の振興および交流の促進 .....	- 35 -
④ 就業の促進 .....	- 36 -
(2) その対策 .....	- 37 -
① 農林水産業その他の産業の振興 .....	- 37 -
② 中小企業者に対する情報提供等 .....	- 38 -
③ 観光の振興および交流の促進 .....	- 38 -
④ 就業の促進 .....	- 39 -
⑤ 目標 .....	- 39 -
(3) 計画 .....	- 40 -
(4) 産業振興促進事項 .....	- 43 -
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種 .....	- 43 -
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 .....	- 43 -
(5) 公共施設等総合管理等との整合 .....	- 43 -
4 地域における情報化 .....	- 44 -
(1) 現況と問題点 .....	- 44 -
(2) その対策 .....	- 45 -
① 具体的解決策 .....	- 45 -
② 目標 .....	- 46 -
(3) 計画 .....	- 46 -
(4) 公共施設等総合管理等との整合 .....	- 47 -
5 交通施設の整備、交通手段の確保 .....	- 48 -
(1) 現況と問題点 .....	- 48 -
(2) その対策 .....	- 50 -
① 具体的解決策 .....	- 50 -
② 目標 .....	- 51 -
(3) 計画 .....	- 51 -
(4) 公共施設等総合管理等との整合 .....	- 52 -
6 生活環境の整備 .....	- 53 -

(1) 現況と問題点 .....	- 54 -
(2) その対策.....	- 56 -
① 具体的解決策.....	- 56 -
② 目標 .....	- 57 -
(3) 計画 .....	- 57 -
(4) 公共施設等総合管理等との整合 .....	- 59 -
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進.....	- 60 -
ア 子ども .....	- 60 -
イ 高齢者 .....	- 60 -
ウ 障がい者.....	- 60 -
(1) 現況と問題点 .....	- 61 -
ア 子ども .....	- 61 -
イ 高齢者 .....	- 62 -
ウ 障がい者.....	- 63 -
(2) その対策.....	- 64 -
ア 子ども .....	- 64 -
イ 高齢者 .....	- 64 -
ウ 障がい者.....	- 65 -
② 目標 .....	- 66 -
(3) 計画.....	- 66 -
(4) 公共施設等総合管理等との整合 .....	- 67 -
8 医療の確保 .....	- 68 -
(1) 現況と問題点 .....	- 68 -
(2) その対策.....	- 69 -
(3) 計画.....	- 69 -
(4) 公共施設等総合管理等との整合 .....	- 69 -
9 教育の振興 .....	- 71 -
(1) 現況と問題点 .....	- 72 -
(2) その対策.....	- 73 -
① 具体的解決策.....	- 73 -
② 目標 .....	- 74 -
(3) 計画.....	- 75 -
(4) 公共施設等総合管理等との整合 .....	- 76 -
10 集落の整備.....	- 77 -
(1) 現況と問題点 .....	- 77 -
(2) その対策.....	- 78 -

① 具体的解決策.....	- 78 -
② 目標.....	- 78 -
(3) 計画.....	- 78 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	- 79 -
1 1 地域文化の振興等.....	- 80 -
(1) 現況と問題点.....	- 80 -
ア 歴史・文化財.....	- 80 -
イ 地域文化.....	- 80 -
(2) その対策.....	- 81 -
① 具体的解決策.....	- 81 -
② 目標.....	- 81 -
(3) 計画.....	- 81 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	- 82 -
1 2 再生可能エネルギーの利用の推進.....	- 83 -
(1) 現況と問題点.....	- 83 -
(2) その対策.....	- 83 -
(3) 計画.....	- 84 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	- 84 -
1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	- 84 -
(1) 現況と問題点.....	- 85 -
(2) その対策.....	- 85 -
(3) 計画.....	- 86 -
(4) 公共施設等総合管理計画との整合.....	- 86 -
(再掲) 過疎地域持続的発展特別事業分.....	- 87 -

# 鮫川村過疎地域持続的発展計画

鮫川村

## 1 基本的な事項

### (1) 村の概況

#### ア 村の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

##### ① 位置、地勢

本村は福島県の南端東白川郡の北東部にあり、東は古殿町といわき市に接し、西は棚倉町と浅川町に、南は塙町と茨城県北茨城市に、北は石川町に接しています。

阿武隈山系の頂上部にあり、標高は低い地域で320mから、高い地域は東南部の朝日山の797mが最も高く、集落は400mから650mの範囲に散在しています。地形は、起伏が多い広陵高原型で、耕地は山麓の傾斜面と山間にあります。

年平均温度は13.8℃で、年間降水量は1,200mmから1,500mm程度です。積雪は少ないものの標高が高いため、農作物は凍霜害や冷害等の気象災害を受けやすい地域でもあります。

河川は、2級河川の鮫川水系鮫川、1級河川の久慈川水系渡瀬川、1級河川の阿武隈川水系殿川が主なもので、いずれも本村を源流としています。

##### ② 歴史

本村は、明治22年の町村制の施行により、当時の赤坂西野村、西山村、赤坂中野村、赤坂東野村、石井草村、富田村、渡瀬村の7か村が合併して同年4月1日に成立しました。その後、旧村単位に行政区が置かれ、赤坂東野と石井草を併せて1つの行政区としました。昭和22年、町村制に変わり地方自治法が施行されましたが、昭和24年8月に渡瀬区から青生野地区を独立させ、7行政区となりました。それから昭和の大合併や平成の大合併の時代を迎えましたが、合併統合等を行うことなく現在に至っています。

##### ③ 社会的条件

村の総面積は131.34km<sup>2</sup>で、うち林野面積が100.12km<sup>2</sup>あり、全体の76.2%を占めています。耕地は、田が647ha、畑・果樹園などが443haで、耕地率は8.3%に過ぎません。人口は、令和7年4月1日現在で2,634人、世帯数が972戸（いずれも現住人口調査より）となっており、人口密度は20.1人（人/km<sup>2</sup>）です。

道路の状況は、国道289号が村の南部、渡瀬地区と青生野地区を横断し、また、国道349号が村の南北を縦走し、村内の国道延長は38.8kmあります。県道は5路線で33.8km、村道は144路線で、延長は168.4kmです。

公共交通は、モータリゼーションの進展や少子化の進行などにより利用者が激減し

ています。村内には鉄道がなく、最寄りの駅には、JR水郡線の磐城棚倉駅へ14km、磐城石川駅へ16km、磐城塙駅へ17kmあり、磐城棚倉駅には村営バスが朝夕2往復、磐城石川駅には朝1便、昼往復1便、夕方往復2便の路線バスが、磐城塙駅には朝昼夕の3往復には代替バスが連絡していますが、運行回数が少ないことで利便性が低いため、乗車密度が極めて低く、路線バスの維持が重要な課題となっています。一方、公共交通機関は、高齢者や子ども、自家用車を利用できない住民の日常生活に欠かすことのできない移動手段となっており、地域の生活交通を守るため、デマンド交通等を通じて地域の足の確保などを図らなければなりません。

通信環境のうちテレビについては、テレビのアナログ放送が地上デジタル放送に切り替わることに伴い新たに発生した難視聴世帯については、国の助成を受けて共同アンテナ対策等により対策を講じましたが、その施設の維持管理に係る支援策などが課題となっています。

インターネットおよび携帯電話については、都市部との情報格差是正のため、事業者の協力を得ながら移動通信用の鉄塔施設やブロードバンド通信環境の整備を図り、情報化が進んできています。携帯電話については、令和7年4月1日現在でエリアカバー率は約99%ですが、特定キャリアに限定され、地域の住民からの要望もあるため、今後も不通話地域を解消していくことが必要です。

また、災害時等の情報伝達手段として、昭和62年4月1日から運用した農村情報連絡施設同報無線は、農作物の管理や防災、行政情報の発信のため行政全般にわたり広く利用されていますが、平成13年度・14年度において同報無線施設に加え、自動気象観測システムを備えた設備として再整備し、平成24年度にはデジタル化を進めています。令和6年度には県防災アプリを活用し、防災行政無線とAPI連携することでリアルタイムでの情報発信の多重化を実現しています。しかし、近年、激甚化する災害に備えるため、より一層の地域防災力の充実、強化が求められます。

#### ④ 経済的条件

本村の産業は、農業、林業が主体でありますが、昭和47年以降には工場誘致が進められ、縫製や弱電、精密機器等の16事業所が進出し、小規模ではありますが、第2次産業として定着しました。その後景気の低迷により廃業に追い込まれる企業や、村外に移転した企業もあり、厳しい状況は改善することなく現在も続いています。

一方、平成16年度より農業の振興や高齢者の生きがいづくり、特産品の開発を目的とした「まめで達者な村づくり」事業を展開し、大豆・えごまの栽培（1次）と加工（2次）、販売（3次）の地域産業6次化の推進に取り組み、地域の資源を生かした経済循環、雇用の創出を図っています。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災と原子力災害によって、本村においても農林業、商工業、観光業などにおいて風評被害による多大な影響を受け、村を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

## イ 村における過疎の状況

### ① 人口の動向

本村の人口の変化を国勢調査からみると、昭和30年が最も多く8,256人でした。以後は減少を続けて、昭和40年には7,291人となり、10年間に965人(11.7%)が減少しました。

さらに、昭和50年の人口は、5,700人で、昭和40年対比1,591人(21.8%)の著しい減少を示しました。昭和50年以降は、昭和60年の人口が5,423人で、昭和50年に比べ277人(4.9%)と微減少の状況でありましたが、平成2年の人口は5,219人で、昭和60年に比べ204人の減(3.8%)、平成7年の人口は4,957人で、平成2年に比べ262人の減(5.0%)、平成12年の人口は4,602人となり、平成7年に比べ355人の減(7.2%)で、再び減少傾向が強まりました。平成17年には4,322人となり、平成12年に比べ280人の減(6.1%)、平成22年には3,989人となり、平成17年に比べ333人の減(7.7%)、平成27年には3,577人となり、平成22年に比べ412人の減(10.3%)、令和2年には3,049人となり、平成27年に比べ528人の減(14.8%)、令和7年4月1日現在(現住人口調査)では2,634人まで減少しており、依然として減少傾向に歯止めがかかっていない状況です。

本村の過疎化が進んだ原因としては、昭和38年から48年の高度経済成長時代に、若年労働者が高所得を求めて村外に流出したことや、零細農業経営者の離農、地域産業の低迷、山村地域の社会環境の都市との格差が拡大したことなどが挙げられます。また、最近における人口減少の要因としては、就業構造の変化(近隣町村にある事業所への就業)に加え、農業後継者の配偶者不足や少子高齢化の進展、住環境の不備による近隣町村への流出、農産物の価格の低下による兼業農家の離農などが考えられ、これらによって一層の過疎化を進展させてしまったといえます。

### ② 過疎振興法に基づくこれまでの対策

本村の過疎対策は、昭和45年以降過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法を踏まえて、デジタル田園都市構想総合戦略である「まめな暮らしが息づくふれあいの村づくり」を進めています。

その結果、交通通信体系の整備のうち道路については、道幅が狭く、長年懸案となっていた村の中心部を通る国道349号バイパスの供用が開始されるなど、幹線道路としての整備が進んでおり、村道については、生活道路を重点に整備が進んでいます。農林道については、計画的に整備を行い、それぞれの道路が有機的に機能した道路網の整備が進みました。

通信施設の整備については、情報化社会の進展に対応するため、高速データ通信網や移動通信用鉄塔施設の整備により、インターネット利用や携帯電話(スマートフォン)の普及も進み、農村情報連絡施設同報無線(防災行政無線)施設の機能強化やホームペ

ージの開設、SMSを活用した情報発信等によって、より多くの情報が提供されています。

教育文化施設は、学校教育の充実振興を図るため、小学校の統廃合や校舎の改築、屋内運動場その他学校附属施設の整備、学校給食センターの改築、スクールバスの運行などにより教育環境施設を充実させ、小・中学校の校舎等については、さらに安全な学習環境を整備するため耐震補強工事も実施してきました。また、自然への理解と環境への関心、豊かな感性や優しさ、思いやりの心を育むため、環境教育の拠点施設として図書館内に自然環境学習館を整備し、青少年の健全育成にも寄与しています。

幼児教育振興施策は、子育て支援環境を整備するため、小学校の廃校舎を利用して「幼稚園・保育所合築施設」と「子育て支援センター」を整備し、平成30年度からは幼保一体型の認定こども園として運営しています。

文化施設については、民俗文化の保存伝承、民俗資料の収集と収蔵のため歴史民俗資料館を設置し、平成2年度には村史編さん事業に着手し、平成12年度に発行に至りました。

生活環境施設等厚生施設の整備については、村民の健康増進のために村民運動場のほか屋内ゲートボール場、青少年広場、各行政区の運動広場造成、農業者トレーニングセンター、屋内水泳プール等の施設を建設しました。また、昭和47年に建築された村民保養施設「さぎり荘」が老朽化していたため、平成21年度から改築事業に着手し、

平成23年4月に新しい「さぎり荘」が完成し、村民の憩いの場としてこれまで以上の賑わいを見せています。

さらに、保健、医療、福祉の関係機関が連携を深めるための施設として保健センターを整備し、保健センター機能のほか国民健康保険診療所と歯科診療所の併設により、より高度な医療サービスが提供できる施設となりました。

住民生活面では、各行政区に集会施設を建設し、水道は、鮫川簡易水道のほか、渡瀬簡易水道、酒垂地区専用水道、水口、青生野、余所内、西野西部、塚本各地区給水施設を整備し、給水施設を含めた水道普及率は61.4%（令和7年3月31日現在）となりました。平成23年度からは施設を統合し、効率的な運営を行うとともに、未普及地域の解消にも取り組んでいます。

消防施設は、白河地方広域市町村圏整備組合の常備消防分署が設置され、消防業務と救急業務を行っています。また、村消防団では、ポンプ自動車の更新、小型動力ポンプ付積載車・小型動力ポンプの更新、防火水槽等の設置を年次計画で進め、消防の装備と施設の整備を行い、消防力の向上を図っています。

産業の振興については、本村の基幹産業である農業の生産基盤の整備を進めるとともに、併せて農業経営の近代化施設の整備や「まめで達人な村づくり」事業の核となる農産物・加工直売所の整備を実施し、農家の所得の向上に寄与しました。また、農業経営規模の拡大により農家所得の増加を図るため、民有林未利用地と国有林野の活用による大規模草地開発（広域農業開発事業）を実施し、畜産の生産団地を建設しました。

農業施設の整備としては、農協を主体とする共同育苗施設や穀物乾燥調整施設、野菜

集出荷施設、水稻育苗施設、ライスセンター等を整備して経営の近代化を進めました。農家の育成施策では、水田利用再編成の中での営農集団の育成、度重なる冷害における農家経済の救済、指導組織強化による畜産の育成など農業経営基盤の安定向上を図りました。

さらに、総合的に農業振興施策を進める拠点施設として、役場庁舎の隣に農業技術指導センターを建設し、農業指導員の活動を支援するとともに、併設した同報無線施設に気象観測施設機能を新たに加え、農業指導体制を確立しました。

平成12年度から取り組みを始めた中山間地域等直接支払制度では、中山間地域における適切な農業生産活動が行われ、多面的機能の確保と遊休農地の防止が図られています。平成27年度からは法制化され、現在は第6期事業の取り組みを進めています。

平成20年度には「バイオマスヴィレッジ構想」《※家畜の排せつ物や生ごみ、稲わら、もみがら、落ち葉、廃食油、木くずなどの動植物から発生した再生可能な有機資源（バイオマス資源）を活用した資源循環型社会を形成し、里山の美しい環境を次世代に継承する》を公表し、先人から受け継いだ美しい里山の自然環境を守りながら、村内の豊富な有機資源を活用していくため、安全・安心の有機の里づくりの核となる鮫川村豊かな土づくりセンター「ゆうきの郷土」を平成21年度から23年度の3年間で整備しました。

林業においては、森林施業計画を樹立して計画的な林業経営を進めるとともに、林業構造改善事業等により、林道や作業道を開設して、林業の振興を図りました。昭和55年には、稀に見る豪雪により人工林に甚大な被害を受けてしまいましたが、国・県の補助を導入し、村費のかさ上げを行うなどにより、被害木の整理と復旧造林を年次計画により進めました。また、合理的な生産流通対策を推進するため、広域組織により木材流通センターを発足させ、流通体制の整備を図りました。

工業では、村内における就労の場を拡大するため、工業団地の造成等に取り組み、工場誘致を推進しました。その結果、縫製や精密機器製造、製材業などの工場が進出し、雇用の増加と住民所得の向上に大きな役割を果たしており、村の第2次産業として定着していましたが、その後、景気の低迷により廃業に追い込まれる企業や、村外に移転した企業もありました。一方で、製材業など工場を増設した企業もありますが、全体的には厳しい状況が未だに続いています。また、商工業振興の拠点施設として商工会館の建設を支援したほか、商工業経営資金の融資対策、福利厚生を提供や運営支援等を行い、経営の安定を図りました。

観光施設としては、村民の憩いの場として、村を代表する景勝地である「江竜田の滝」に遊歩道を設置したほか、農村公園を整備し誘客を図っています。

また、村の中央部には、森林環境を生かして緑地休養施設を整備していましたが、平成17年度に用地を買い取り樹木の伐採を行い、ボランティアによる植樹や維持管理を行いながら、公園づくりを実施しており、中心地域の活性化に寄与する事業の展開を図っています。

昭和61年度から、子どもからお年寄りまで気軽に楽しめる住民の憩いの場として、70haの広大な草原を誇る鹿角平に、村の観光施設の目玉として「鹿角平観光牧場」を整備し、当地での誘客イベント「高原の鮫川うまいもの祭り」や「ふるさと春まつり」を開催するなど、地域活性化の中核的な施設として発展しています。この鹿角平観光牧場の魅力を高め、さらなる誘客により地域振興を図るため、平成22年度に観光牧場内に2,500mのクロスカントリーコースを整備しました。平成26年度には、クロスカントリーコースに隣接する雑木林の中に2,400mの林間コースを増設したほか、新たな宿泊施設としてコテージ2棟を建設しました。

さらに、豊富な湯の田温泉の源泉を村民福祉の向上に活用するために、廃墟になっていた旧西島旅館の土地と建物を平成26年度に取得し、施設の解体工事を行ったうえで、村民保養施設に安定的に温泉を供給できるようにしました。

自然環境の保全対策としては、県の自然環境保全地域の指定を受けている「江竜田」、「強滝」の2地域と、県の緑地環境保全地域の指定を受けている「天狗橋」について、周辺の植生や景観の保全に努めています。また、河川の一斉清掃日を設け、全戸参加による河川清掃を実施し、水質の保全や環境美化思想の高揚に努めています。

地域活性化対策としては、昭和61年に村および農協、商工会が一体となり、鮫川村ふる里振興協議会を設立し、「東京鮫川会」の結成や「高原の鮫川うまいもの祭り」の開催、「産地直売交流会」を実施するなど、さまざまな事業に積極的に取り組んでいます。また、天文愛好会や和太鼓伝承愛好会、地域づくり団体等の活動も活発化したため、それらの活動を支援し地域活性化に大きく寄与しています。また、新たに関係人口創出アプリ「さめがわむらぶ」を開設し、情報提供や来村機会の創出につなげています。

昭和の終わり頃から受け入れを開始した廃校舎を活用しての山村留学は、豊かな自然のなかでのびのびと共同生活ができることから、一定の効果を上げ、村外からの移住者の定住に繋がりました。これらの効果を背景に、都市との交流を一層推進するため、平成6年度に長期滞在ができる交流施設「ほっとはうす・さめがわ」を、平成8年度には体験館を整備し、村の活性化に大きく貢献しました。また、地域住民の協議により平成19年度には、旧渡瀬保育所の建物を農村体験交流施設に改修し、交流事業の促進を図りました。また、自然環境保全をテーマとした「国蝶オオムラサキの里づくり」事業を行い、自然の仕組みや動植物の生態、村内の環境を紹介する環境学習館の整備に繋がっています。

村中心部の活性化対策としては、戦国時代末期に存在した赤坂城の跡地全体を整備し、住民ボランティアによる植樹を行うなど、地域住民参加型の四季を通じて交流できる公園づくりに取り組んでいます。

### ③ 現在の課題、今後の見通し

旧過疎振興計画等に基づき実施した各種の施策は、本村の産業の振興や生活環境の改善、教育環境の整備、厚生福祉施設の整備等に成果を挙げ、新しい村づくりが進みま

した。人口の推移を見ると、昭和56年から昭和60年まで続いた過疎傾向の鈍化から、再び少子高齢化の影響により過疎化の傾向を示し、若者の流出や人口の高齢化が急速に進んでいます。今後は、地域産業の育成など就労の機会を増加させるほか、地域の独自性を発揮して、地域固有の資源を生かしながら里山の自然や環境、歴史、文化教育を含む地域の魅力を高めて、さらなる地域ブランドの確立に取り組むことが大切です。

産業を生産所得から見てみると、総額に占める割合は、第一次産業が8.0%、第二次産業が42.0%、第三次産業が49.1%（令和4年度市町村民経済計算年報より）で、従前の第一次産業主体の産業構造は大きく変化しました。

第三次産業の安定した雇用機会を創出するため、今まで企業誘致を行ってきましたが、今後は、従来の企業誘致ではなく、本村の農村環境を大切にす地域づくりの価値観を共有できる企業の誘致や、雇用の場創出、人材の育成が過疎地域の自立に向けた課題解決の重要な手段となってくると言えます。

住民生活面では、道路網の整備が進んだことで利便性が高まり、生活関連施設や教育関連施設の整備も進み、住み良さが改善されましたが、大量生産や大量消費・大量廃棄型社会から循環型社会への転換を図るため、豊かな自然を守りながらも潤いのある生活空間を創造する人の活力を生かした心豊かな地域づくりを推進します。

また、誰もが住み慣れた地域社会で住み続けられるよう、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯に対する新たな支援策を講じるとともに、障がい者への支援等が大切となってきます。

## ウ 村の社会経済的発展の方向の概要

本村の産業構造は、第一次産業から第二次、第三次産業への移行が顕著で、生産所得においては、第二次、第三次産業で9割を占めるに至っています。就業者数から見ると第一次産業が20.6%、第二次産業が38.0%、第三次産業が41.4%（令和2年国勢調査）となっています。年を経るごとに農林業中心の就業構造から、第二次産業、第三次産業への移行が見られます。特に第二次産業は、誘致企業の移転や廃業などの影響もあり、若干減少しているのに比べ、第三次産業の就業率は着実に伸びています。今後は、地域振興のため、農業を背景とした価値観の重視や、地域固有の資源を生かした産業の育成、自然環境を生かした観光施設の活用、地域との連携による特色ある商店づくり等の展開が求められます。

本村では、主要な施策として、安全で美味しい食糧の生産と美しい農山村（里山）の再生を目的とした「まめで達者な村づくり事業」や、「バイオマスヴィレッジ構想」（農水省認可）に基づくバイオマス資源の活用、「日本型直接支払制度」への取り組み、さらには農産物加工・直売所「手・まめ・館」の開設、東京農業大学との連携協定締結、グリーン・ツーリズムの受け入れ等により、農産物の差別化と農業の地域産業6次化推進に努力しています。

今後も、担い手の育成を支援しながら、中山間地域の特性を活かした「少量多品目生産」と「資源循環型農業」（環境保全型農業）の一層の推進を図るとともに、農産物加工・

直売所「手・まめ・館」の機能・経営体制の強化、地域循環型経済システムの発展に努める必要があります。

また後継者のいない世帯などでは、今後空き家の状態となる可能性が大きいことから、防犯上の問題や景観の保全においても、空き家対策は今後益々重要な課題となることが見込まれるため、その対策に取り組んでいきます。

国においては、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26年11月、まち・ひと・しごと創生法が施行され、総合戦略が策定されました。本村においても、村民幸福度の向上を図り、人口減少をくい止めるための基本目標と基本的方向、村の将来像を思い描き、将来像の実現に向けて具体的方策をまとめた「鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略」により、各分野における施策に全力で取り組んでいく必要があります。

## (2) 人口および産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

本村の人口が最も多かったのは、昭和30年の8,256人（国勢調査）で、以後、人口の村外流出と出生数の減少により、急速に過疎化が進み、昭和56年以降の過疎化は、一時鈍化の傾向にありましたが、ここ数年は少子高齢化により、再び人口の減少傾向が強くなってきています。世帯数は、昭和35年が最も多く1,255世帯でしたが、令和2年は1,006世帯となり、60年間で249世帯が減少しました。

人口の年齢構成の推移について、幼年人口（15歳未満）は、昭和35年に3,381人であり、総人口の42.7%を占めていました。これが年々減少し、令和2年には316人、総人口の10.4%と著しく減少しました。

生産人口は（15～64歳）では、昭和35年が4,070人で、総人口に占める割合は51.3%、平成17年には2,420人で56.0%、平成27年には1,925人で53.8%、令和2年には1,512人で49.6%となり、総人口に占める生産人口の割合も年々減少していることがわかります。

一方、老年人口（65歳以上）は年々増加し、昭和35年の475人から平成17年には1,285人となり、810人の増加となりました。これを高齢人口比率で見ると、昭和40年には7%を超えて高齢化社会となり、県平均よりも5年程度早い進み方を示していました。これが、平成17年には29.7%となり、県平均の22.7%に対し、7.0ポイントの大幅な格差が生じるようになりました。平成27年には34.1%、令和2年には1,221人となり、高齢人口比率はさらに増加し40.0%となりました。今後は、さらに75歳以上の後期高齢者の割合が上昇すると予測されます。

男女別比率については、従来から女性の方が若干高い状況でしたが、令和7年3月31日現在（住民基本台帳）では、男51.8%、女48.2%となり、男性の比率が高くなっています。今後も概ねこの比率で推移していく見込みとなっています。

表1-1 人口の推移（国勢調査）

区 分	昭和 50年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,700	人 5,219	% △8.4	人 4,322	% △17.1	人 3,577	% △17.2	人 3,049	% △14.7
0歳～14歳	1,525	1,209	△20.7	617	△48.9	434	△29.6	316	△27.1
15歳～64歳	3,566	3,074	△13.7	2,420	△21.2	1,925	△20.4	1,512	△21.4
うち15歳～29歳 (a)	1,154	705	△38.9	656	△6.9	397	△39.4	289	△27.2
65歳以上 (b)	609	936	53.6	1,285	37.2	1,218	△5.2	1,221	0.2
(a)／総数 若年者比率	% 20.2	% 13.5	—	% 15.2	—	% 11.0	—	% 9.5	—
(b)／総数 高齢者比率	% 10.7	% 17.9	—	% 29.7	—	% 34.0	—	% 40.0	—

表1-2 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成22年3月31日			平成27年3月31日		
	実 数	実 数	実 数	実 数	構成比	増減率
総 数	人 4,174	—	% △8.3	人 3,810	—	% △8.7
男	2,060	% 49.4	△8.8	1,923	% 50.5	△6.7
女	2,114	% 50.6	△7.8	1,887	% 49.5	△10.7

区 分	令和2年3月31日			令和7年3月31日		
	実 数	構成比	増減率	実 数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	人 3,245	—	% △14.8	人 2,799	—	% △13.7
男 (外国人住民除く)	1,646	% 50.7	% △14.4	1,449	% 51.8	% △12.0
女 (外国人住民除く)	1,599	% 49.3	% △15.3	1,350	% 48.2	% △15.6
参 考	男 (外国人住民)	0	—	2	—	—
	女 (外国人住民)	21	—	24	—	—

## イ 産業の推移と動向

第一次産業の就労者は、平成22年に385人であり、昭和35年を基準とすると2,646人(87.3%)の減少となっています。これは、第二種兼業農家への移行や農業後継者の村外就労による流失や新規就業者の減少、離農などが主な原因です。

第二次産業の就労者は、昭和35年で145人でしたが、昭和40年以降企業の進出による製造業の雇用の拡大、建設業の増加などにより就業者が増え、平成17年には910人となり、就業人口に占める割合は41.0%に上昇していますが、平成22年には、755人となり、就業人口に占める割合は、39.8%とやや減少しました。平成12年のピーク以降は、長期的な経済不況により減少傾向にあります。

第三次産業の就業者は、昭和35年に444人、平成17年に759人となり就業人口比率は34.2%、平成22年に712人で就業人口比率は37.5%、令和2年度には704人で就業人口比率は41.4%と、人数はやや減っていますが、就業人口比率は緩やかに伸びており、第三次産業への産業形態移行が進んでいると考えられます。

表2 産業別人口の動向(国勢調査)

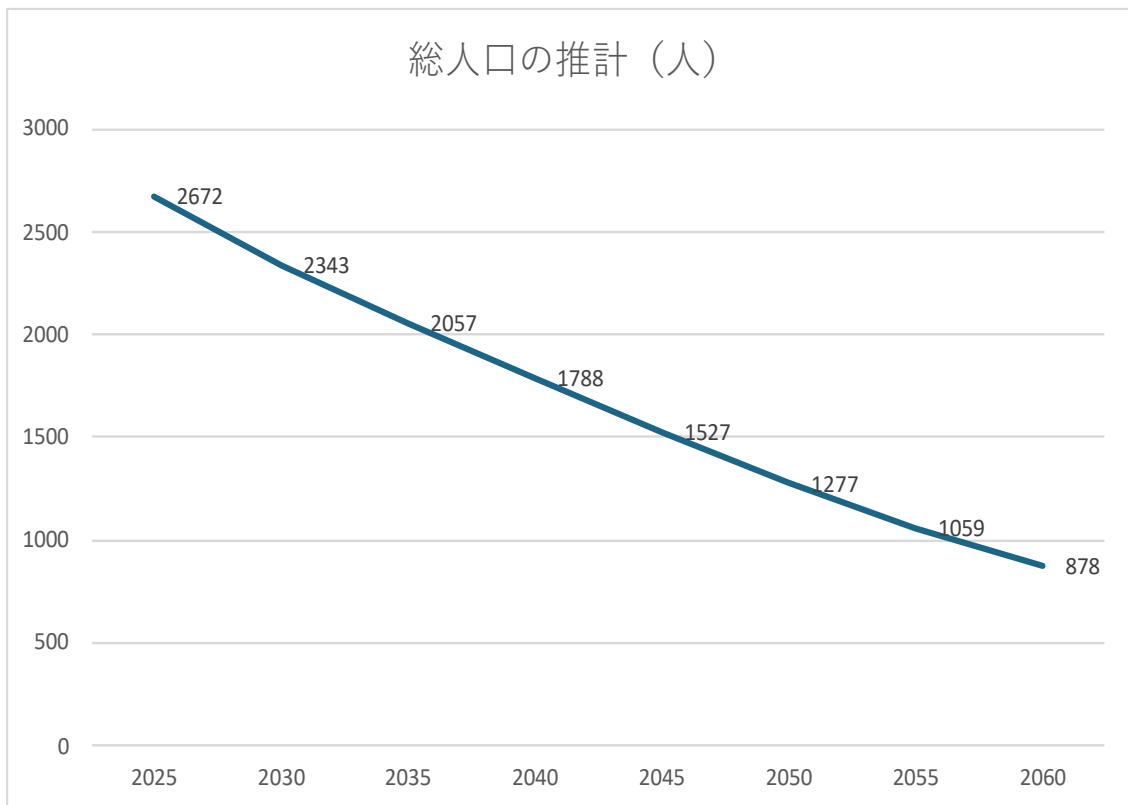
区分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,621	人 3,237	% △10.6	人 3,325	% 2.7	人 3,060	% △8.0	人 3,019	% △1.3
第一次産業 人口比率	% 83.7	% 79.6	—	% 73.1	—	% 63.1	—	% 53.8	—
第二次産業 人口比率	% 4.0	% 5.8	—	% 9.6	—	% 18.2	—	% 26.1	—
第三次産業 人口比率	% 12.3	% 14.6	—	% 17.3	—	% 18.7	—	% 20.1	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 3,016	% △0.1	人 2,784	% △7.7	人 2,549	% △8.4	人 2,409	% △5.5	人 2,219	% △7.9
第一次産業 人口比率	% 46.2	—	% 35.8	—	% 26.1	—	% 24.2	—	% 24.8	—
第二次産業 人口比率	% 32.1	—	% 39.3	—	% 45.5	—	% 45.8	—	% 41.0	—
第三次産業 人口比率	% 21.7	—	% 24.8	—	% 28.4	—	% 30.0	—	% 34.2	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,897	% △14.5	人 1,887	% △0.5	人 1,699	% △10.0
第一次産業 人口比率	% 20.3	—	% 21.4	—	% 20.6	—
第二次産業 人口比率	% 39.8	—	% 39.7	—	% 38.0	—
第三次産業 人口比率	% 37.5	—	% 38.9	—	% 41.4	—

表3 人口の見通し

社人研の推計に準拠したパターンによると、15年後の2040年には2,000人を下回り、1,788人、2060年には878人になると推計されます。(令和7年3月に改訂した鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略人口ビジョンの将来人口推計結果より抜粋)



### (3) 行財政の状況

---

#### ア 行政の状況

本村は、明治22年に赤坂西野村、西山村、赤坂中野村、赤坂東野村、石井草村、富田村、渡瀬村の7か村が合併して誕生以来、区域の変更はなく、現在に至っています。

各行政区は、概ね100戸から200戸規模の大字単位に7行政区が設けられ、7人の行政区長および副区長を設置しています。さらに、各行政区の下部組織として集落単位に145人の組長を置き、住民に直結する密度の高い連携協力を確立しています。また、行政への理解を深めるため、広報紙の発行、防災行政無線の活用、ホームページやSNSによる情報提供など、住民と行政の連携強化を図っています。

村役場は、村の中央部にあり、行政機関は4課2室2出先機関で構成されています。教育行政機関は1課1室3出先機関で、事務局は4局あります。村職員は、70人です。

また、令和6年9月には「まめな暮らしが息づく ふれあいの村づくり」をスローガンとする鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略を策定し、官民協働の村づくりを継続的に展開しています。

## イ 財政の状況

決算の状況を令和元年度と令和6年度を比較すると、歳入総額は6.8%の増、歳出総額は8.2%の増となっています。一般財源は、令和元年度に21億8,801万円、令和6年度には23億6,718万円となり、8.2%増加していますが、自主財源は11億1,842万円、全体に占める構成比は27.3%と、依然として低い割合となっています。

歳出の性質別決算状況は、義務的経費が令和元年度に11億2,694万円、令和6年度には12億3,405万円と9.5%の増となり、構成比は33.4%です。そのうち人件費は1.8%増え、構成比は20.1%となっています。投資的経費は、平成27年度に7億4,396万円で、以降、年度により増減がありますが、令和6年度には5億7,086万円で、構成比率は15.4%となりました。その中において普通建設事業は、平成27年度には6億6,759万円でしたが、令和元年度には3億6,663万円となり45.1%の減で、構成比率は10.7%となり、令和6年度は4億287万円で、構成比率は10.9%となりました。

過疎地域における持続的発展対策としては、他地域との生活環境などの格差縮小を図り、定住人口の維持・確保を図るため、産業基盤の整備や生活基盤の整備等が必要です。また、少子高齢化社会の進行による地域コミュニティの衰退が、地域文化や福祉、医療、保健、防災などさまざまな分野で機能低下をもたらしているため、これらに対処するためのソフト面での対策も喫緊の課題となっています。

しかしながら、国および地方を含めた財政状況が悪化している中、自主財源の確保は極めて困難です。このため、国からの交付金・補助金だけに頼る財政運営ではなく、地域の独自性を発揮し、地域固有の資源を活用した地域振興策が、今後一層村づくりに求められています。地域課題に適したアイデアを出し、自主財源の確保に努めながら、目指す将来像を実現するために、集中的に投資するなど、メリハリのある財政運営を図りながら、自然環境や生活環境を守っていくことが重要であると考えます。

表4 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	4,011,585	3,801,357	4,059,889
一般財源	2,329,368	2,188,015	2,367,180
国庫支出金	386,255	230,806	310,185
都道府県支出金	439,764	314,475	348,984
地方債	281,300	176,500	203,800
うち過疎債	30,600	28,300	34,000
その他	574,898	891,561	146,780
歳出総額 B	3,853,955	3,418,823	3,698,701
義務的経費	1,236,214	1,126,940	1,234,055
投資的経費	743,962	528,532	570,860
うち普通建設事業	667,591	366,638	402,875
その他	1,811,757	1,719,494	1,893,786
過疎対策事業費	62,022	43,857	142,593
歳入歳出差引額 C (A - B)	157,630	382,534	361,188
翌年度へ繰越すべき財源 D	52,725	256,149	178,216
実質収支 C - D	104,905	126,385	182,972
財政力指数	0.16	0.18	0.18
公債費負担比率 (%)	13.4	12.0	8.3
実質公債費比率 (%)	5.0	6.5	5.9
起債制限比率 (%)	-	-	-
経常収支比率 (%)	78.9	86.9	83.9
将来負担比率 (%)	-	-	-
地方債現在高	3,271,558	2,731,810	1,953,520

## ウ 施設整備の水準等の現況と動向

村道は、旧過疎法等による対策事業発足当時の改良率はわずかに11.9%でしたが、以後年々事業量が増加し、令和元年度末には改良率79.4%、舗装率80.9%となっています。しかし、整備が進んだことにより、令和6年度末の村道の延長が168.4km、144路線に及ぶため、今後は、幹線道路を中心とした改良や維持管理を進めていきます。また、農道・林道はこれまでに41路線、延長65.3kmが整備されており、農業の生産基盤や林業経営の強化に繋がっています。

水道施設は、昭和48年度に鮫川簡易水道施設が給水を開始しました。その後、渡瀬簡易水道施設を始め、8地区に専用水道および飲料水供給施設を整備した結果、給水施設を含めた計画給水人口が1,970人、給水人口が1,719人、水道普及率が61.4%と徐々に向上しました。しかし、本村では住宅が散在するため、費用の面からも水道施設の計画的な整備が難しく、給水区域外においては湧水により飲用水を確保している状況であることから、今後も維持管理を含む整備、修繕費用の一部を助成し、安心で安全な飲用水の確保を図る必要があります。

医療機関については、国民健康保険診療所と民営の歯科診療所がありますが、これまで別々の建物で運営していたものを、平成15年度の保健センター開設に伴い、施設内に国民健康保険診療所、民間の歯科診療所を設け、より効率的な医療サービスの提供に努めています。しかし、診療所には入院設備はないため、1次診療圏の役割を果たしていますが、より高度な医療を必要とするときは、近隣市町村の総合病院や専門医院を利用するよう促し、急病等の場合は常備消防の救急車で病院等に搬送しています。

義務教育施設のうち小学校については、児童数の減少により平成15年度に4校を廃止して小学校の統廃合を行い、2校体制としましたが、さらに平成29年度には1校を廃止し、現在は1校のみとなっています。中学校については、昭和46年に統合してから1校のみとなり、現在に至っています。これらの統合の結果、遠距離から通学する児童や生徒が増加したため、スクールバスを運行し安全に通学できる体制を整えています。

住民の福祉と行政効果の向上を図る公共施設については、これまでに公民館や図書館などの社会教育施設、農業者トレーニングセンターや屋内プール、村民運動場、ゲートボール場、青少年広場などの社会教育施設、認定こども園や村民保養施設さざり荘、保健センターなどの保健・福祉施設、営農飲雑用水施設、農業集落排水処理施設などのインフラ施設、農村公園、公営住宅、消防施設などの各種施設を整備したほか、各地区における集会施設および運動場の整備について助成し、地域の活性化を支援しています。

表5 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末	令和6年度末
市町村道							
改良率 (%)	11.9	40.1	56.5	74.9	78.5	79.4	85.1
舗装率 (%)	0.0	14.5	47.5	74.2	78.1	80.9	86.5
農 道							
延長 (m)						2,635	2,635
耕地1haあたり農道延長 (m)	10.5	2.3	4.9	6.1	3.4	2.2	2.2
林 道							
延長 (m)						65,038	62,673
林野1haあたり林道延長 (m)	2.0	6.0	7.5	6.4	6.6	10.7	10.4
給水施設を含めた水道普及率 (%)	0	11.7	14.8	31.9	42.9	50.4	61.4
水洗化率 (%)	—	—	21.9	50.7	71.0	83.1	85.7
人口千人あたり病院数 (床)							
診療所の病床数	0	0	0	0	0	0	0

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

### ア 基本方針

#### ● 健やかな人をみんなで育む村づくり

地域ぐるみで子育てに取り組み、安心して子どもを産み育てられる環境の創出を追求するとともに、子ども達に新しい学びを通して、未来を生き抜く力を育成していきます。

村民みんなが生涯を通じて学び続け、日常生活のなかでスポーツや芸術文化に親しむ機会を持ち、健やかな心と体を育む村を目指します。

#### ● 地産地消と地域循環で稼げる村づくり

先人が紡ぎ守ってきた歴史や伝統、技、生活の営み、豊かな自然などを今後も守っていく中で、新たな手法、外部人材の登用など、新たな風を吹き込み、新しい視点で価値を創出していきます。

新しい価値を、農林業や商工業、観光などに積極的に取り入れ、地場産業の振興と後継者育成、新規起業者支援など、地域でうまく循環を起こし稼げる村づくりを進めます。

#### ● いきいき健康で暮らせる村づくり

村民は自分の健康は自分で守るという意識のもと、村と一緒に健康づくりを実践するにあたり、地域コミュニティの強化を同時に推進します。地域の方との触れ合いが、健康寿命の延伸、ひいては自己肯定感の向上、心身ともにいつまでも健やかに、村全体が笑顔の絶えない暮らしで包まれる村を目指します。

#### ● 心豊かな生活が送れる村づくり

村民一丸となって、この素晴らしい「里地里山景観」を維持し、後世に引き継ぎながら、自然と共生し、生物多様性地域戦略に基づき事業を展開します。

災害に強い安全な村づくりを進め、誰でも安心し、心豊かな生活を送れる村づくりを進めます。

ICTの活用や新たな公共交通のありかたを考えながら、生涯にわたり、時代に合った快適で、不自由過ぎない暮らしを実現し、「住んでみたい・住み続けたい村」の創造を図ります。

#### ● 確かな行財政運営と協働の村づくり

人口減少や高齢化が進む中、すべての村民が、この村で楽しく、豊かに暮らせる地域社会を目指していくためには、協働のむらづくりが必要であることを改めて啓発し、意識改革を推進していきます。

住民主体のむらづくりを進めてきた中でも、協働・進化することが重要です。行財政の健全な運営は、長期財政計画に基づく運営が必要であるため、多様な可能性を考えた稼げる村づくりを推進します。

デジタル技術などを活用し、村づくりに関する情報を共有し、各施策の計画段階から、村民・議会・行政が議論を深め、村民の皆さんの多様な参画を推進します。

## (5) 地域の持続的発展のための基本目標

住民が、幸福を感じながら豊かに暮らすために、四つの目標を掲げ村の経済基盤を強化し、生活環境を整備していきます。

### ①地域ブランド「まめな暮らし」で稼げる村づくり

これまで積極的に進めてきた鮫川流の「まめな暮らし」を活かした村づくりを今後も継続し、さらに発展させ、村全体を地域ブランドとして確立する村づくりを進めます。

### ②「つながり」を活かす村づくり

人と人、人と地域、都市と農村など多様な「つながり」を活かす村づくりを進めます。人の輪、地域の和を大事にし、みんなで支えあい、生きがいと夢を持ち、自己実現できる村づくりを進めます。

### ③「こどもがまんなか」を実現する村づくり

こどもがいるからこそ、村が継続していけることを再認識し、「こどもがまんなか」の村づくりを進めます。こどもたちが鮫川で生まれて、育って良かったと思えるよう、大人たちが常に本気でこどものことを考えて行動する村づくりを進めます。

### ④「人が集まる」美しい村づくり

基幹産業である農業を村づくりの中心に据え、活力あふれる村づくりを進めるとともに、本村ならではの地域特性・資源を活かし、多くの人が集まる美しい（美味しい）村づくりを進めます。

## ●社会動態による移動人口（社会増減）

年間△40人（平成30年度～令和4年度の5年間の平均 年△47.4人）

前述した、四つの目標を進めることで、若年世代などの移住・定住をさらに促進し、令和12年度までの年間社会増減目標値を△40人とする。

本村の人口減少の要因は社会減による影響が非常に大きいため、各種対策を実施することにより人口の社会減を抑制することが地域の持続的発展に対して効果が大きいと考えられる。

各分野に関する目標については、この後に記載するそれぞれの項目ごとに記載する。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

### ア 点検及び評価の基本的な考え方

村の将来像を実現するためには、計画に掲げる施策や事業を着実に実行するとともに成果を検証し、必要に応じて事業内容を見直していくことが必要です。

本計画についても、行財政計画の基礎となる振興計画と予算、行政評価が有機的に連携する政策評価、事務事業評価に加え、重要業績評価指標（KPI）を設定し、PDCA サイクル

による検証を行うことで実効性の高い計画とします。

またこれらの基本的な考え方に基づき、計画の達成状況の点検及び評価を実施します。

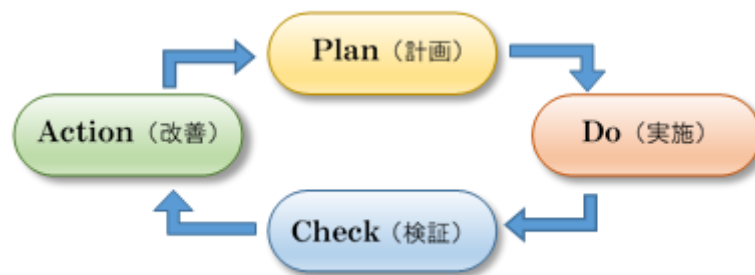
## イ 点検及び評価体制

計画の点検・評価に当たっては、各課や各係での毎年度の事業実績や検証結果をもとに、ヒアリングを実施し村全体で点検及び内部評価を実施します。

内部評価を行った後、地域住民や産業団体、福祉・教育など幅広い分野から選出される委員で組織する「鮫川村まち・ひと・しごと創生有識者会議」において外部評価を定期的に行うものとし、評価結果については、住民に対してもホームページなどで公表していきます。

また、次期振興計画の策定に係る地域住民の意見を十分に反映できるような検証を行います。

PDCAサイクル



※PDCAはサイクルで、始まりも終わりもありません。最後のActionの段階が終了して改善した時点をもたまた新たにベースラインとして、より良い解決策を探し続けます。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とします。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

健全で持続可能な財政運営を実現するためには、個々の公共施設等を管理するだけでなく、経営資源として効果的かつ効率的に活用し運営していくことが必要であるといえます。そのため、本村では、次の3つの基本方針に基づき、総合管理計画を推進し、計画に記載されたすべての公共施設等の整備が総合管理に適合します。

鮫川村公共施設等総合管理計画抜粋

～「5 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本方針」～

**【基本方針1】 総量資産の適正化**

- 新規施設をつくらない。●施設更新は複合化、多機能化を検討する。

**【基本方針2】 長寿命化の推進**

- 計画的な点検、修繕の実施

**【基本方針3】 民間活力の導入**

- PPP や PFI を活用したコストの縮減 ●指定管理制度による施設管理の見直し

**【基本方針1】 総量資産の適正化**

公共施設等のあり方や必要性について、村民が真に必要としているものかどうかや費用対効果などを客観的かつ総合的に判断し、適正な施設保有量を実現します。

このうち、公共建築物については、今後見込まれる人口の減少や厳しい財政状況が続いていくことをふまえ、必要なサービス水準を確保しつつ、施設総量の維持(または縮減)を推進することとし、インフラ資産については、村民の生活環境における重要性のほか、施設種別ごとの特性を再確認したうえで、中長期的な経営視点に基づいた個別計画を基本に総量の適正化を図ることとします。

また、原則として新たな施設の整備を行わず、施設を更新する場合は、複数の施設の機能を集約化した複合化施設を基本とし、施設建設後には旧施設を適切な時期に解体し、維持管理費用の縮減に努めます。

なお、取得目的が明確でない財産の取得(寄附など)を行わず、特定の目的のために使用していない遊休財産については、積極的に処分(売渡しや無償譲渡など)を行うこととします。

さらに、今後見込まれる維持費用の増加に対応するため、公有施設整備基金に計画的に積立を行うとともに、そのほかの有効な財源を模索し、積極的に財源の確保に努めます。

**【基本方針2】 長寿命化の推進**

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検や診断を実施するとともに、計画的な修繕を徹底することで施設の長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努め、財政負担の軽減と平準化を図ります。

**【基本方針3】 民間活力の導入**

「PPP(Public Private Partnership):公共施設などの建設や維持管理、管理運営などを行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫などを活用し、財政資金の効率的利用や行政の効率化などを図るもの。」や、「PFI(Private Finance Initiative):PFI法に基づき、公共施設などの建設や維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能

力を活用して行う手法。」などの手法により、民間企業などが持つノウハウや資金を積極的に導入するなど、施設の整備や維持管理における官民の役割分担の適正化を図り、財政負担の軽減とサービス水準の向上に努めます。

この基本方針は、鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略基本方針⑤「これらを支える確かな行財政運営と協働のむらづくり」において、自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中、限られた経営資源を有効に活用し、地方分権時代に即した自立の村を創造し、持続的に経営していくため、事務事業のさらなる見直しをはじめ、組織・機構の再編、定員管理の適正化、職員の能力開発、財政運営の健全化など、さらなる行財政改革を積極的に推進すること及び効率的な自治体経営の推進と村民サービスの向上に向け、周辺自治体との連携のもと、今後の広域連携のあり方について調査・研究を進めると謳っており、効果的な計画の推進によって、財政負担の軽減につながると考えます。

## 2 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成

### ア 移住・定住・二地域居住

本村のもつ魅力が認知され、U・I・Jターンによる働く世代の移住者や二地域居住者が増加し、活気ある村を目指します。

活気ある村であるためには、子育て世帯数が現状と同程度で推移、または増加することが必要で、特に高齢化が顕著な村の中心地域では、子どもの声が聞こえることが重要であると言えます。このため、現在の子育て支援策を継続しつつも、常に子育て世代のニーズに即した魅力ある支援策、事業展開へのシフトを図っていきます。

また、移住者や二地域居住者が利用しやすい環境を整備するため、空き家情報については、これまで以上にアクセスしやすくなるように環境を整えることで、移住者や二地域居住者ばかりではなく、村内の住民にも広く周知され、村民の転居の推進や空き家を活用したコミュニティ活動の創出などにも寄与できるようにします。今後、さまざまな空き家の活用を検討・実施し、村の至るところに見受けられる放置された空き家を減らすことを目指します。

### イ 地域間交流の促進

今後は、村内外のさまざまな機関や団体と連携し、交流や施策を展開することが重要となってくると考えています。災害時における近隣自治体等との相互連携、観光・交流の促進、地域づくりの振興など、広域的な連携と交流を図ります。

#### (1) 現況と問題点

### ア 移住・定住

本村はこれまで、村外への転出等による人口減少を食い止めるため、積極的に村営住宅および定住促進住宅の新築や、老朽化した住宅の建て替えなどを進めてきましたが、今後は、公営住宅長寿命化計画に基づき、適正な管理に努めるとともに、需要と供給のバランスを見極めながら、建て替え等を検討していく必要があります。また、定住・移住促進施策の一つとして、村内の空き家に関する情報を収集・提供する空き家情報バンク制度を実施してきました。これらの取組を含めて、今後さらに人口減少に歯止めをかけていくため、定住・移住促進におけるより効果的な手法を総合的に検討・推進していく必要があります。

しかしながら、本村の中心地域は、特に人口や建物が集積しているわけではないため、中心地域としての風景が醸し出されていません。また、村内には小売業が少なく、ほとんどの村民は周辺の市町村に買い物に出かけざるを得ないため、村民を対象とした意識調査などからも不満が聞かれ、村民所得の村外流出にもつながっています。さらに小さな子どもの保護者は、子ども達を安心して遊ばせることが出来るスペースや公園を求めて村外へ移動しており、ここでも人の流れが村内から村外へと一方通行となっている実態があります。

こうした問題を解決するために、村の中心地域に人が集い、賑やかさを演出できる公園などを整備するとともに、イベントなどのソフト事業を行う取り組みを支援するなど、住民の意見を集約して新たな施策を取り入れなければならない現況が見えてきています。

## イ 地域間交流の促進

今後は、村内外のさまざまな機関や団体と連携し、交流や施策を展開することが重要となってくると考えています。災害時における近隣自治体等との相互連携ばかりではなく、観光・交流の促進、地域づくりの振興など、広域的な連携と交流を図る必要があります。

特に、今後の地域づくりの振興においては転出子などが、本村の景観維持や地域活動において大きな力になってくると考えられ、その様な転出子との交流や意見を募るような施策の展開を図らなければなりません。

## ウ 人材育成

人材育成については喫緊の課題として、取り組む必要性があります。特に村外の若者がやりたいこと、働きたいことを学び、本村で活動できることが重要です。さらに村民が自らそのような基盤の整備に力を入れる必要があります。

また、地域においてこれまで脈々と営まれてきた知恵や自然を生かした暮らしの価値を再認識し、主体的に地域づくり活動に関わる人材の育成が重要と考えられます。これまで交流のある東京農大等と連携するとともに、地域で活躍する人材と村に訪れている人材の交流を活発化させネットワークづくりを推進する必要性が出てきています。

## エ 広域的な取り組み

しらかわ定住自立圏域内において、使用していない住宅や店舗の実態を調査し、売買や賃貸によって空き家の活用を促進するため、情報をウェブサイト等で公開しており、移住や二地域居住・起業等を希望する方に幅広く情報を提供しています。圏域に多く存在する利活用可能な空き家を一軒でも多く、移住希望者等に活用してもらうことで、圏域への移住・定住を図り、地域の活性化に繋がると考えています。圏域で実施している移住や定住の促進に向けた取組などの情報を集約し、若者や女性などを中心としたU・Jターン希望者に対し、共同で情報提供を行うことで地元定着が促進できると考え取り組んでいます。

## (2) その対策

### ① 具体的解決策

#### ア 移住情報発信・移住者支援

- 村へのU・Jターンを働きかけるホームページを作成したり、都内のU・Jターンイベントに出展するなどし、村での暮らしを包括的に紹介します。

- 地域おこし協力隊の活用を念頭に移住コーディネーターを設置し、移住・二地域居住希望者や移住者・二地域居住者の総合的支援を行います。

#### イ 短期移住体験プログラム

- 夏季休暇などを利用し村に滞在しながら、地域の暮らしを体験するプログラムを提供するため、農家民宿等と連携して検討します。

#### ウ 空き家の利活用

- 空き家を活用し、子どもの一時預かりや多世代交流スペース、高齢者サロン等開設するとともに、食の提供やモノの貸し借り（シェアリングサービス）を通じたコミュニケーション促進の仕掛けづくりを行います。

#### エ 空き家の貸し出し事業

- 村外からの移住・二地域居住希望者へ、空き家の貸し出しを行います。
- 貸し出しのための体制づくりとして、商工会や工務店などによる村内の全体的な管理組織「空き家管理ネットワーク」の立ち上げを検討していきます。

#### オ 環境と共生する企業等の誘致促進及び里山オフィス整備と起業支援

- 村内における経済の活性化に向け、本村の優れた農村環境・里山景観と共生する企業や、研究機関等の立地促進に向けた取り組みを進めます。
- テレワーク等、新たな働き方に対応し、気軽に働くことができる場所（起業できる場所）を提供することにより、移住者・起業者の増加または企業進出を促進します。

#### カ 地域の人材の創出事業と人材育成事業の展開

- 地域において、主体的に地域づくり活動に関わる人材の育成をします。
- これまで交流のある東京農大等と連携し、地域で活躍する人材と村に訪れている人材の交流を活発化し、ネットワークづくりを推進します。

#### キ 関係人口の創出

- 関係人口創出アプリの運営により関係人口の拡大を図ります。

### ② 目標

K P I（重要業績指標）	現状値 （令和6年）	目標値 （令和11年）
移住・二地域居住コーディネーターの設置	未設置	設置
移住・二地域居住コーディネーターによる移住相談件数	0件	20件
空き家紹介件数	1件	10件

関係人口創出アプリ会員数

469 人

700 人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成	(1) 移住・定住・二地域居住	移住体験施設の整備	村	
	(2) 地域間交流	環境と共生する企業等の誘致促進及び里山オフィス整備と起業支援 里山オフィス整備事業 1棟	村	
		多世代交流拠点整備	村	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 【移住・定住・二地域居住】	移住者交流会の実施と移住者同士の交流促進事業	村 移住者	移住・定住策は、過疎を食い止める中でも、元気に過ごせる地域づくりの重要施策。新たな人材が移住することで、定住している方にも活気があふれる。
		空き家貸出・管理組織の創出と支援	空き家管理組織	
		移住・定住住宅取得支援事業	村	
		村ホームページの改修	村	
		移住・二地域居住コーディネーターの設置	村	
		民間団体による移住体験プログラムの実施	空き家管理組織	
		空き家パンフレットの作成	村	
		【人材育成】	地域の人材の創出事業と人材育成事業の展開 若者会議・中高生未来会議の実施	
	地域リーダーと関係人口による人材の交流促進		村	

	【基金積み立て】	定住促進奨励基金 村が宅地分譲し定住 促進を図る事業に要 する資金を積立	村	
--	----------	---	---	--

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

公営住宅のほとんどが需要の増加に伴い新たに整備された施設であるため、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。なお、需要の見直しに応じて施設の廃止を含めて検討することとします。

定住促進住宅の一部住宅については新たに整備していますが、住宅のほとんどが教職員住宅や個人が所有していた空き家からの転用により整備した施設であるため、近い将来大規模な改修が見込まれることから、施設の廃止や建替えを含めて適正な配置を検討するとともに、維持管理については計画的かつ効果的に行っていくこととします。

### 3 産業の振興

#### ア 基本方針

農産物の生産、加工および特産品の販売が活発に行える環境の存続と、遊休農地の増加防止、担い手や後継者の育成、農地流動化の推進など過疎・中山間地域における課題の克服を目指します。農林業をはじめとした後継者対策に取り組み、若者が生き活きと生活できる産業の振興を図ります。

健全な森林環境を創出するため、計画的な伐採、植林を行うよう働きかけ、生産性の向上、作業コストの低下を図るため、路網整備を促進します。

経済的基盤の強化と安定した生活基盤の維持を図るため、本村の資源を有効に活用し、多様な分野での産業の振興と、担い手の確保や育成に取り組みます。また、新たな分野での起業に挑戦する後継者等への創業支援を推進します。

観光客のニーズの変化を常に把握したうえで、豊かな自然、本村の地域資源である里山景観の保全を推進し、更なる観光誘客や交流人口の増進を図ります。

#### イ 他市町村との連携事項

##### ① 農林業

しらかわ定住自立圏域内では、農業の経営安定化を図るため、販路拡大はもちろん、農産物の地産地消を推進するため、定期的な学習会等を開催し、販売力を強化するとともに、圏域内の経済の循環の促進により農産物等の消費の拡大や、各直売所の規模に応じた集客を促す取り組みを行います。

特に特産品開発事業では、販売促進のため、広域的な商品カタログの作成や試食会等のイベントを実施します。

鳥獣被害対策事業においては、しらかわ定住自立圏域内での情報共有体制を構築し、広域的に取り組むことで被害の軽減に尽力します。必要に応じて資機材の共同購入を行い、圏域内の広範囲において対策することが重要であり、農林業への従事意欲の減退を抑制します。

##### ② 商工業

地域企業の活性化を支援するとともに、人材の確保を図り、産業サポート白河や商工会議所・商工会との連携による人材育成、取引あっせんや企業間マッチングの推進等による生産性の向上と、起業家の育成支援による新たな産業の創出などの事業を推進します。

##### ③ 観光の振興および交流の促進

広域観光の推進は、ふくしまdestinationキャンペーンを契機に取り組んでいるところですが、地域観光資源のブラッシュアップと着地型観光を推進していくた

めに、関係市町村と連携した各種イベントの開催や情報発信を行っていきます。

複数の観光地が連携してその魅力や機能を互いに補完しながら集客に取り組むことにより、しらかわ定住自立圏域内の交流人口が増加し、経済の活性化が図られると考えられるため今後も連携を強化していきます。

また、東白川自転車活用推進計画に基づき、東白川郡4町村連携による自転車を活用した観光事業を推進していきます。

## (1) 現況と問題点

### ① 農林水産業その他の産業の振興

#### ア 農業

本村の農業は、水稻を中心に畜産や夏秋野菜の栽培を組み合わせた複合経営を行う農家が多く、農業就業者の高齢化と兼業化が進行し続けています。農林業センサス（令和2年）によると、農家の総数は357戸で、このうち販売農家数が280戸となっており、水稻や野菜の生産のほか、畜産も盛んであります。

これらの農家のうち、令和5年の生産農業所得統計によると農業産出額は11億6千万円で、これらのうち68%が畜産経営による所得となっていますが、現在多頭飼育している大型経営者の後継者問題が喫緊の課題として浮上しています。

一方で、先進的な経営努力を進めている認定農業者は31名を数え、意欲的に農業経営に取り組んでいます。また、大多数の第一種、第二種兼業農家も「日本型直接支払制度」に取り組むなど、農業生産と生産環境の維持・保全に努めています。しかし、農地の大部分は山あいの傾斜地に散在し、標高400mから600mの間に位置しているため、凍霜害や冷害を受けやすい環境にあり、今後さらに用排水路や農道等の基盤整備を進めることで、機械化に対応した営農環境を整えるとともに、不足する労働力を補い、持続可能な経営を促進していく必要があります。

本村では、農業を基幹産業と位置付け、「まめで達人な村づくり」事業の推進や、「バイオマスヴィレッジ構想」に基づくバイオマス資源と「オーガニックヴィレッジ宣言」に基づく環境に配慮した安全・安心な農産物の生産の活用を進めるとともに、「日本型直接支払制度」への取り組みや、低農薬栽培など農産物の生産差別化や加工販売までの地域産業6次化、小面積・多品種栽培の推進などに取り組んできましたが、今後も、本村ならではの豊かな自然環境や、地域の特性を活用した地場産業の育成を図ることが必要です。特に基幹産業である農業の振興は重要な施策であり、農産物の販売戦略に沿った加工施設の整備も必要となっています。

また、新規就農者の確保も喫緊の課題で、本村独自の奨学金制度の活用や、農業経営の支援制度を活用し、農業で生活できる基盤づくりの確立が急務です。

さらに、本村の農業産出額の約7割を占める畜産は、本村の農業における根幹をなす部門であり、将来へ繋がる持続的な農業振興を図るため、畜産振興対策に力を入れて進

めていかなければなりません。特に、肉用繁殖牛は村内で約800頭飼育されており、県南地域においては第1位の飼育頭数であり、畜産地帯として注目を集めています。中山間地域で農家の所得を維持するためにも、水稻以外に畜産を振興していくことが必要不可欠であり、畜産クラスター事業を活用しながら、肉用牛の生産基盤である優良肉用繁殖雌牛の導入や、機械化による労働力の軽減を図っていくことが重要です。

一方では、高齢化や兼業化が進んだことにより労働力が不足するため、農業の衰退の加速化や、農地の遊休化も懸念されています。遊休農地の発生防止のために「日本型直接支払制度」を活用し、集落が一体となって農地や農道、水路の保全管理を行いながら、里山景観の維持を支援する必要があります。

また、近年は、野生鳥獣による農作物の被害が増加し、農作物への被害拡大が危惧されていることから、農地への進入を防止するため、電気牧柵購入助成事業などの対策を講じていくとともに、農産物の安全・安心を求める消費者が増加しているため、豊かな土づくりセンター「ゆうきの郷土」で製造される良質の堆肥を利用した農産物の生産を推進していく必要があります。

## イ 林業

森林面積は9,684haで、総面積の74%を占めますが、保有区分は、国有林野が3,355ha、公有林が199ha、私有林が5,828haとなっています。民有林のうち、杉を主体とした人工林の面積は3,444haを占めていますが、木材市況の低迷が続いていたところに、東日本大震災による放射性物質の検出などが拍車をかけ、森林の管理意欲が低下し、間伐などの適正な保育管理が十分に実施されていないのが現状で、山林の荒廃が進んでいます。

森林は、木材の生産のほか、国土の保全、災害防止、水源のかん養、二酸化炭素の吸収などの多面的な機能を有しているため、森林整備の基盤となる林道や作業道等の整備により、効率的な森林経営を促すことで、林業による収入の確立が必要です。また、地球温暖化対策としても、本村の74%を占める森林資源を有効に活用することは重要な課題であり、地域経済の活性化と林業の振興、環境保全を一体的に図るため、化石燃料に代わる木質バイオマスの有効活用が求められています。

本村は、かつては炭焼きや原木シイタケの産地として発展し、山林から出るほだ木や炭焼き用の雑木は、村民の暮らしを支える資源として重宝されてきていました。今後も、環境を保全しながら持続的な林業の振興と地域経済の活性化を図るため、薪を活用していくことは必要で、鮫川村バイオマスヴィレッジ構想に基づき、村民から薪を買い上げて、村民保養施設「さぎり荘」の温泉を加温する際の熱源として利用することで、積極的に環境の保全につなげています。

また、埋没している森林資源や未利活用地域資源の活用に向けた可能性を探るため、森林環境譲与税等の原資を活用した、ワークショップの開催を進め、新たな森林資源の

活用を推進しながら、自伐林家を育成し、村民の所得向上の一助となる施策を推進していきます。

## ウ 商工業

村内で営まれている商店は、取扱っている品目が少なく、規模も小さいことから、村民の多くは村内で購入することのできない商品を求めるために、村外にある規模の大きいスーパーや商店等を利用する機会が多い状況となっています。この需要と供給の不一致のほか、少子高齢化や人口減少が輪をかけ、地域にあった商店が経営を続けていくことが困難となり、次々と閉店してしまったことで、これまで以上に日常生活に必要な食料や日用品などの購入に不便をきたしてしまっています。

今後、商業の振興のためには、商工団体が中心となった共同店舗の整備や、消費者の満足度を高める経営指導、高齢者への共同宅配や、商工会が窓口となる御用聞きなど、地域住民に密着した商店づくりと、村内の商店を活用し、地域住民が買い支えることによる経営基盤の強化、お互い様運動の推進が重要な課題です。

平成25年11月には村が購入した空き店舗を利用して、高齢者の見守りと買い物弱者支援を目的にした村民の店「すまいる」を整備し運営を支援しています。しかし、運営に参画している地元商店は限られており、店舗での販売のほか移動販売も行っていますが、課題の抜本的な解決には至っていないのが現状です。

経済的基盤の強化と安定した生活基盤の維持が重要な課題で、地域経済にとっても、足腰の強い産業が存在し、住民の雇用を守り、所得の安定をもたらすことが重要です。

また、村にこれまでなかった分野において新たに起業したい人を支援するとともに、起業しやすい環境づくりを目指していくことも必要な施策になっています。

企業誘致においては、工業は、縫製やレンズ製造、製材加工の工場が村内における就労の場となり、地域に定着しています。地理的条件が不利なことから新たな企業の誘致は容易ではありませんが、本村の特徴に配慮しつつ、農村環境を大切にする村づくりの価値観を共有できる企業や、人材の誘致を図る必要があります。

今後ますます生産年齢人口が減少することにより、農業ばかりではなく商店等の個人事業主などでも後継者不足が重要な問題となっているため、事業承継など適切にその対策を講じていく必要があります。

### ② 中小企業者に対する情報の提供等

産業振興促進事項に基づく事業活動を行う中小企業者に対して、必要な情報の提供を行うとともに、その他の必要な措置を講じる必要があります。

### ③ 観光の振興および交流の促進

本村の観光は、遠く連なる緑の山並みや澄んだ空気、満天の星空、源流地域ならではの

きれいな水資源といったありのままの自然環境が資源ですが、これまではそのあり余る自然を十分に活用することが出来ていませんでした。

しかし、昭和61年に地域経済活性化事業の計画を策定し、広域農業開発事業で実施した牧場の一部を利用して、バンガローやキャンプ場、遊具施設、バーベキューハウスなどの施設を備えた鹿角平観光牧場を整備し、昭和63年度にオープンさせました。また平成22年度には、陸上競技の合宿受け入れ等を視野に入れ、観光牧場の景観をいかしたクロスカントリーコースを整備し、平成26年度には林間コースを増設、新たな宿泊施設としてコテージ2棟も建設しましたが、バンガローや管理棟、天文台など既存施設の老朽化が進んでおり、観光地としての魅力を高め、また、キャンプブームの追い風を受けながら集客力を上げるためには、抜本的な対策が必要な時期にきています。

さらに、村の中心部に位置し、昔は湯治場として賑わっていた湯の田温泉の旧西島旅館の土地と建物を平成26年度に取得し、取得した土地から湧き出る源泉を村民保養施設「さざり荘」に誘導しています。今後は、土地周辺の景観整備と温泉の有効利用が重要な課題です。

また、村の活性化のシンボルとして平成17年度から取り組んでいる館山公園整備事業では、サクラやモミジなどの花木の植栽を進めてきました。村民の手づくりで公園整備を進めてきているため、今後は公園の維持管理が重要で、植栽した花木の剪定や、ウォーキングコースの整備、遊具の管理など多岐に渡って課題が多いのが現状です。館山公園のほかにも、江竜田農村公園や強滝、天狗橋、朝日山などの今ある景勝地や観光地をきちんと管理することで、村を訪れる人が満足し何度も足を運んでもらうことにつなげていくことが重要です。

「里山」という景観は、日本でも失われつつあり、この「里山」をいかに維持していくかにより、本村の付加価値が上がると考えられます。これからは、村全体が里山として観光資源につながるという地域住民の認識を高め、村全体で里山景観の維持に尽力することが重要だと考えています。

都市との交流促進については、平成7年度にオープンさせた交流施設「ほっとはうす・さめがわ」の閉鎖や、施設の老朽化が進む平成19年度に整備した農村体験交流施設「山王の里」の利用率の低下など、施策を抜本的に見直さざるを得ない状況になってしまったため、新たな交流受入れの体制づくりや、公有財産民間提案制度を活用した交流事業の受け皿となる団体・NPO等の育成が重要な課題となっています。

#### ④ 就業の促進

##### ア 農林業

地域産業6次化に取り組む人材育成と、開発された地域産業6次化商品の生産・販路拡大を支援し、農林業者の所得向上と雇用創出を図るとともに、農業経営体や集落営農組織の法人化と経営向上を支援し、雇用創出を促進する必要があります。

しかしながら、就農・雇用情報の発信、受入体制の整備や農業法人等との就農希望者のマッチング等が行われておらず、今後ますます生産年齢人口が減少することにより

個人事業主などでは後継者不足が深刻な問題となっており、その対策を講じる必要があります。新規就農者等の確保・育成を図るとともに、地域の受入れ組織の活動支援にも課題があります。

就農・就業希望者へ、中長期の研修や農林業体験に関する情報・機会の提供を促進させ、若い人材の育成・確保が課題となっています。

## イ 商工業

地域企業や地域人材に関するしごとの魅力を、学校、企業、団体等が共有し、地域の方から学ぶ機会を提供し、教育機関と連携した村内への定着促進を図る必要があります。村内企業には、企業の魅力の発信の促進と、柔軟な働き方についての普及の取り組みが十分とは言えず、今後そのような働きかけを行うことが課題となっています。また、学生時代から働くことについての意識の醸成や企業の新入社員の研修などが必要であり、魅力ある雇用の場づくりについて支援する必要があります。

## (2) その対策

### ① 農林水産業その他の産業の振興

#### ア 農業

- 用排水路や農道等の基盤整備を進めます。
- 農業者の高齢化や兼業化による農地の遊休化を防止するため、「農地中間管理事業」を推進します。
- 認定農業者等の地域農業の担い手農家を育成する各種施策を進めます。
- 「日本型直接支払制度」の活用により、集落営農の持続と集落機能の維持増進、さらに交付金の地域づくり活動への活用を図ります。
- 高品質の大豆の栽培を奨励し、豆腐や味噌等の特産品開発による「まめで達人な村づくり」事業の継続、拡大を図ります。
- 村内で加工される大豆については、高品質にこだわり加工品を製造しているため、村が購入費を助成し、生産を奨励します。
- 環境にやさしい循環型農業と農産物の高付加価値化を推進するため、村独自の「鮫川村農産物特別栽培認証制度」を拡充しながら、大学や研究機関との連携を図ります。
- 野生鳥獣による被害を防止するため、有害鳥獣に対する被害防除および捕獲対策を実施する団体や集落を支援します。
- 農産物加工・直売所施設の整備拡充により、これまで以上に地産地消を推進するとともに農家の収入増につながる仕組み、体制づくりを目指します。
- 耕種農家への良質堆肥活用により、環境にやさしい循環型農業の確立と、「バイオマスヴィレッジ構想」の推進を図ります。

- 安全・安心な農産物を志向している消費者に応えるため、「オーガニックビレッジ宣言」に基づき、農産物の安全・安心を担保しながら、学校給食センターでの利用を推進します。
- 新規就農者の受け入れを推進します。
- スマート農業機械の導入を推進します。
- 農業の地域産業6次化を推進します。
- 特産品開発および販売促進のため、専門家との連携を図り製造技術者の育成を図るとともに、流通先の開拓を行います。
- 遊休農地の活用を推進します。
- 畜産業の維持推進のため、優良雌牛の導入や防疫対策を進めます。

## イ 林業

- 低コストの林業の推進、生産性向上のための路網整備を進めます。
- 間伐、枝打ち等により良質材生産を奨励します。
- 森林を保全するため、森林整備と森林病虫害対策を進めます。
- 森林環境譲与税により、資源としての森林を守り、景観の維持に努めます。
- 森林循環型の森林資源の活用を検討し、バイオマスヴィレッジ構想との連携を図ります。

## ウ 商業

- 商工会と連携し、共同店舗の可能性を研究します。
- 中心商店街の活性化対策を推進します。
- 商工会の活性化対策に対して支援します。
- 買い物弱者支援施設の運営を支援します。
- 村内に立地しておらず、ニーズのある業種を起業したい人を支援します。
- 創業のアイデアや事業承継の情報交換ができるプラットフォームを開設します。
- 自然環境保全に配慮した企業の誘致を推進します。

## ② 中小企業者に対する情報提供等

- 産業振興促進事項に基づく事業活動を行う中小企業者に対して、必要な情報の提供を行うとともに、その他の必要な措置を講じます。

## ③ 観光の振興および交流の促進

- 自然観光資源の保全に努めます。
- 自然環境を生かした特色のある交流・体験型の観光を推進します。
- 鹿角平観光牧場の基本計画づくりを行います。

- 鹿角平観光牧場に新たな宿泊施設の整備を検討します。
- 鹿角平クロスカントリーコースの管理と運営を行います。
- 湯の田温泉周辺的环境整備を進め、温泉を有効活用します。
- 村民の交流の場、子どもの安全な遊び場を確保するため、誰もが利用しやすい総合的な公園、緑地を整備します。
- 農家民泊等の育成を図ります。

#### ④ 就業の促進

##### ア 農林業

- 地域産業6次化に取り組む人材育成と、開発された地域産業6次化商品の生産・販路拡大を支援し、農林業者の所得向上と雇用創出を図るとともに、農業経営体や集落営農組織の法人化と経営向上を支援することで雇用創出を促進します。
- 就農・雇用情報の発信、受入体制の整備や農業法人等との就農希望者のマッチング等により、新規就農者等の確保・育成を図るとともに、地域の受入れ組織の活動支援にも力を入れます。
- 就農・就業希望者へ、中長期の研修や農林業体験に関する情報・機会の提供や、農業短期大学校や林業研修拠点施設等と連携し、基本的な生産技術と、最先端技術等に関する知識・技術を有した、地域農林業の即戦力となる人材育成を促進するとともに、若い人材の育成・確保に努めます。

##### イ 商工業

- 地域企業や地域人材に関するしごとの魅力を、学校、企業、団体等が共有し、地域の方から学ぶ機会を提供し、教育機関と連携した村内への定着促進を図ります。
- 村内企業には、企業の魅力の発信の促進と、柔軟な働き方についての普及促進を図ります。
- また、学生時代から働くことについての意識の醸成や企業の新入社員の研修や企業研修などによる早期離職の防止、魅力ある雇用の場づくりについて支援します。

#### ⑤ 目標

K P I (重要業績指標)	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
認定農業者数(法人含む)	31人	35人
特別栽培取組面積	4.4ha	10.0ha
手まめ館生産者販売額	36,800千円	40,000千円
鹿角平観光牧場利用者数	9,300人	15,000人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の 振興	(3) 経営近代 化施設 【農業】	大豆収穫・調整機械整備 大豆脱粒機、コンバイン、 乾燥機、搬送車、色彩選別 機、粒選別機	村	
		堆肥センター機械設備 マニアスプレッター、 ユニック車、ダンプ車、 ローダー、搬送車、 有機肥料製造施設	村	
	【林業】	バイオマス活用施設整備 薪ストックヤード、薪割機、 グラップル付きバックホウ	村	
	(4) 地場産業 の振興 【加工施設】	地域産業6次化農産物加工機 械整備 豆腐製造機械 1式 製麴機 1台	村	
		農産物加工・農業研修施設 加工施設、研修施設、合併処 理浄化槽	村	
	(7) 商業 【共同利用施 設】	共同店舗の整備 店舗（平屋建て） 1棟	村	
	【その他】	直売所施設整備事業 農産物等の直売施設の整備	村	
	(9) 観光又は レクリ エーシ ョン	鹿角平観光牧場施設整備 管理棟・キャンプ場・トイレ 簡易宿泊施設など	村	
		鹿角平観光牧場施設整備 用地取得、用地造成	村	
		湯の田温泉活用事業 温泉周辺景観形成、環境美 化	村	
		総合公園整備事業 芝生、遊具、ベンチ、トイレ、 水飲み場、駐車場	村	
	(10) 過疎地	鮫川村振興公社の設立・運営	村	発展に不可欠

域持続的 発展特別 事業 【第1次産業】	費助成 地域産業6次化の拠点となる「手・まめ・館」や堆肥センターの管理運営の安定化のため、振興公社等の設立を検討し、運営費の助成を行うことで、経営安定を図る		な産業の振興において、農林業・畜産を主体とした取り組みを継続的かつ、安全・安心な取り組みを推進していく。
	大豆生産奨励事業 農産物加工施設では、安心安全な村内産の大豆を使用しているが、生産を奨励するために市場価格より高値で買い取るため、村が購入費を助成	村	
	有機の里づくり農業指導員設置事業 有機農業を推進するため、農業指導員を設置	村	
	園芸作物振興事業 園芸産地育成支援	村	
	農地流動化事業 農地集積・経営規模拡大支援	村	
	有害鳥獣被害対策事業 鳥獣被害対策実施隊支援、集落ぐるみで実施する被害対策への支援など	村	
	電気柵等購入助成事業 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵等の購入費を助成	村	
	森林病虫害防除事業 松くい虫の被害木を伐採し、倒木による通行などの被害防止を図る	村	
	畜産振興事業 畜産ヘルパー利用促進 飼育牛予防接種支援 畜産クラスター関連事業	畜産団体・畜産クラスター協議会	
	家畜衛生対策事業 家畜の伝染病、疾病を予防するために、検査手数料を	村	

	助成		
	優良肉用繁殖雌牛導入事業 肉用牛生産の基盤強化のため、優良な雌牛を導入する際に助成	村	
	畜産クラスター協議会の運営	協議会	
【商工業・6次産業化】	買い物弱者支援施設支援事業 高齢者等の買い物弱者を支援するための施設が持続的に運営できるよう、運営費を助成	村	発展に不可欠な産業の振興において、地域循環型消費を目指す取り組みを継続的に行い、住民の生活の安全・安心を支えていく。
	勤労者互助会の支援 勤労者互助会の運営支援	村	
	商工団体支援事業 商工会等への事業支援	村	
	中小企業経営支援事業 保証融資制度 信用保証料補助	村	
	村内企業研修などの促進支援 研修等活動支援	村・商工会	
【観光】	鹿角平観光牧場クロスカントリーコース管理、運営 クロスカントリーコースの管理、運営を指定管理者に委託し、適正な運営を図る	村	村が主体となるイベントや運営は、さらなる衰退を招く場合もあるため、民間の運営団体を支えることで、地域の活性化を促すとともに、地域や集落、団体の育成を図ることを目的とする。
	観光振興事業 観光イベント等への補助事業	村	
【企業誘致】	企業誘致情報提供 事業所向け空き物件の紹介等	村	継続的に企業誘致をあきらめずに行い、村に活気を取り戻し、若年層の働き口の創出を図る。
	企業立地推進事業 企業立地奨励事業	村	
【その他】	起業・創業支援事業 村内に立地しておらず、ニーズのある業種を起業したい人の支援	村	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
村内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

- ① 直売・加工施設(手・まめ・館ほか)は、指定管理者制度により管理運営が行われていますが、一部施設においては耐震補強が実施されていないなど、今後大規模改修や建替えが想定されることから、今後の施設の利用状況や需要の変化を見据えながら、施設の適正配置や集約化を検討するとともに、施設の維持管理について計画的かつ効果的に行っていくこととします。また、民営化が可能な場合は、譲渡や売却、貸付などの手法により民営化を推進していきます。
- ② 堆肥センター関連施設(ゆうきの郷土、薪ステーションほか)は、指定管理者制度により管理運営が行われている施設であり、比較的新しい施設であるため、当面は大規模改修などの多大な費用負担はありませんが、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。また、民営化が可能な場合は、譲渡や売却、貸付などの手法により民営化を推進するものとします。
- ③ 買い物弱者支援施設、村民の店「すまいる」を運営するために商工会に対して無償で貸し付けている民間の旧店舗施設については、引き続き貸付を行い、施設の有効活用を図ります。また、可能な場合は、施設の譲渡または売却を行い、総量の縮減に努めます。
- ④ 旧乾草供給センターは、東白川地方畜産振興施設運営組合の解散に伴い平成12年度に取得した施設で、鹿角平観光牧場の草地を管理するために草地利用組合に対し貸し付けていますが、築49年を経過しているため、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行うとともに、隣接する鹿角平観光牧場の利活用を見据えた施設の有効活用について検討します。
- ⑤ 新規就農者支援住宅は、個人が所有していた空き家からの転用により整備した施設であるため、築28年を経過していますが、維持管理については計画的かつ効果的に行っていくこととします。

## 4 地域における情報化

少子高齢化や医師不足といった問題への対応、家庭・地域・学校が協働して実践する協働教育の実現、地域経済の活性化など、様々な課題に対応するために、ICTの利活用必要不可欠なものとなっています。

情報通信技術を活用することで住民の生活の利便性を向上させるほか、過疎地域であっても他地域と遜色ない住民サービス等を利用できる環境を整備することで移住・定住先の選択の一助となるよう情報化の推進を図ります。

今後は、これまでの取り組みを生かしたICT環境の一層の充実をはじめ、ホームページやソーシャルメディアを活用した情報発信を継続することに加え、情報セキュリティに関する知識および意識レベルの向上など、ICTに携わる人材の育成を図ります。

また、国が推進する電子自治体の構築を遅延なく進めるため、近隣自治体とのシステムの共同利用化（自治体クラウド化）を図り、費用削減や知識の共有をするなど、連携して情報化を進めていきます。

防災行政無線設備については、平成24年にデジタル化を終えています。設備の老朽化に伴う対応のほか、新デジタル方式の導入など課題が多いため、適切な時期に更新を行うとともに、情報伝達の多元化、冗長化を一層進めます。また、併せて今後ますます増える独居高齢者や障がい者への新たな情報伝達の方法についても検討します。

### (1) 現況と問題点

#### ア 通信施設の整備

村ではこれまで情報インフラとして移動通信用基地局や光ファイバ網の整備を行い、携帯電話は全世帯中9割以上の方が利用できる状態です。対して未だに通話ができない地域もあるため、今後も国や県に対して要望を続けることとしますが、基地局整備事業へ参画するキャリアがなく、整備を進められない状況でもあるため、今後の要望方法を検討する必要があります。また、光ファイバ網は村内全域に整備され、申し込みによりインターネットは利用可能となっていますが、整備当時の世帯数に合わせて整備しているため、新築等で地域内の世帯が増加した場合に設備の増設が必要になるケースも発生しており、状況に応じて対応していく必要があります。また、テレビが地上デジタル放送へ完全移行となり、地上デジタル放送を受信できない「新たな難視地区」については、国の助成を受けて共同受信施設や高性能アンテナ対策等を実施し、完全デジタル化へ対応しましたが、整備した共同受信施設の老朽化等に伴う維持管理費用が課題となっています。

#### イ 人材育成

このように情報インフラは大方整っている本村ですが、オンライン診療やオンラインを活用した健康増進事業、スマート農業、電子自治体化等、ICTを活用した事業を検討するにあたり、高齢者がICTに慣れていないことや、ICTを利用するうえでの情報セ

セキュリティに関する知識の不足が課題となります。

しかし、全村民のサポートを村が行うことは現実的でないため、地域内においてサポートできる人材を育成するなどの対策が必要です。

## ウ 情報化推進

村内における情報人材の育成にあたり、村民がＩＣＴ機器等に触れる機会が少ないことが課題の一つとして挙げられます。また、村民がタブレット等を所持していないなどの理由から情報技術を活用した施策を進めにくいという現状があります。これらは一体的な問題であり、解消のためタブレット等の購入に助成するなどして所持率を向上させる必要があります。

## (2) その対策

### ① 具体的解決策

- 通信事業者との連携のもと、全世帯で携帯電話による通話ができる環境の整備について検討し、その推進に努めます。
- 村民だれもが等しく情報サービスを利活用できるよう、通信事業者との連携のもと、広報・啓発活動等を行い、光ファイバ網の利用促進に努めるとともに、設備の老朽化を見据えた維持管理が必要です。また、民間移行を見据えた検討に入ります。
- 電子自治体の構築に向け、既存の各種システムの維持管理および更新、時代に即した新たなシステムの導入等を計画的に推進し、行政内部のＩＣＴ環境の一層の充実化を図ります。
- 行政サービスの利用方法や、村から知らせたい情報等をタイムリーに提供できるよう、ホームページやソーシャルメディア、自治体アプリの導入等による情報発信体制の充実および職員の意識改革を行います。また、ホームページは定期的に取り替えて、より利用しやすいホームページとなるよう改良していきます。
- コンピュータウイルスや不正アクセス、情報の流出・漏えい等を防止し、情報システムの信頼性・安全性を高めるため、情報提供や普及・啓発等、情報セキュリティ対策を推進します。
- ＩＣＴに携わる人材の育成のための講習等を実施する団体や組織等の設立を進め、ＩＣＴにより社会的課題の解決や新たなサービスの創出、利便性の向上に寄与できる人材の育成を支援します。
- ＩＣＴの活用や普及を推進し、村民がＩＣＴに触れる機会を増やすことでＩＣＴ人材の育成を図ります。
- ＩＣＴ導入に際し、モデル事業に対する助成を行い、村内の情報化推進を図ります。また、モデル事業を参考にＩＣＴ導入を図った事例に対しても助成を検討します。
- ＩＣＴ機器に触れる機会の増加やタブレット等機器の所持率増加のため、村事業へ

参画するためにタブレット等機器を購入する場合に対する助成金事業の立ち上げを検討します。

- 地域における通信環境の向上はもとより、災害時の通信手段の確保、観光客の利便性の向上やテレワーカーへの対応策など、様々な分野で利活用が期待できる公衆無線LAN環境の整備を進めます。
- 防災行政無線は、新たなデジタル方式への対応など、設備の更新を適切に進めていきます。
- 今後ますます増える一人暮らしの高齢者や障がい者等に対する新たな情報伝達の方法や災害発生時における効率的な活用方法を検討します。

## ② 目標

KPI（重要業績指標）	現状値 （令和6年）	目標値 （令和11年）
SNS アカウントフォロワー数（X）	200人	500人

## （3）計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設 【通信用鉄塔施設】	移動通信用鉄塔施設 3基	村	
		光ファイバ民間移行事業	村	
	【防災行政用無線施設】	新たな情報伝達手段の検討、設備更新	村	
	【テレビジョン放送等難視聴解消のため施設】	難視聴対策施設の維持補修工事	村	
	【その他の情報化のための施設】	公衆無線LAN整備事業	村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 【情報化】	行政アプリ事業の検討	村	過疎地において、ICTの活用、情報格差の是正は必須項目であり、早急な整備を図らなければならないし、住民の
ICT人材育成事業及び組織の設立に係る助成		村		

		ICT人材育成に係る講座の開催	村	安全・安心な生活の向上を図ることにより、定住が図られる。
		ICT導入のモデル事例への助成	村	
		タブレット等機器の所持率および使用率の調査	村	
		タブレット等機器購入に係る費用への助成	村	
		情報セキュリティ対策推進事業	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

光ファイバ網については、委託業務により管理運営が行われていますが、耐用年数が25年であることから、今後線の張替えなどが想定されることから、今後施設の維持管理について計画的かつ効果的に行っていく一方、民間移行を推進していきます。

テレビ共同受信施設や高性能アンテナ対策などを整備した共同受信施設の老朽化に伴う維持管理費については、今後の施設の利用状況や需要の変化を見据えながら、施設の適正配置や集約化を検討するとともに、施設の維持管理について計画的かつ効果的に行っていくこととします。また、民営化が可能な場合は、譲渡や売却、貸付などの手法により民営化を推進していきます。

防災行政無線施設については、維持管理を委託業務で行っていますが、設備の機能や耐用年数などを考慮し、計画的かつ効果的に行っていくこととします。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### ア 村道

本村ではこれまで、国・県道の整備促進に努めるとともに、村道の整備を計画的に推進し、主要な村道網についてはほぼ整備されています。しかし、整備から数十年経過している路線も多く、路面の損傷により凹凸が発生している路線については、部分的に修繕を行っています。その中でも、全面的な舗装の補修が必要となっている路線も増えてきているため、計画的に舗装の補修を行い、安全な通行環境を整えます。

さらに橋りょうについても点検により修繕が必要とされた橋りょうから順次修繕を行い、長寿命化を図ります。

今後は、交通利便性・安全性の向上と村全体の活性化に向け、国・県道の整備を引き続き促進していくとともに、村道網の維持管理、橋りょうの長寿命化、除雪体制の維持・充実等に努めます。

### イ 農道

整備した農道は、効率的な道路管理を行うため、村道に認定していますが、今後、未整備地区として残された地区についても、定住環境の改善や農業生産性の向上を図るため、投資効果を考慮しながら整備を進めます。

### ウ 林道

国・県道や村道のほか、農林道についても住民の通勤や通学、村中心部への移動に重要な路線であり生活路線でもあります。また、森林産業の生産性の向上や、作業コストの低下を図るため、計画的な整備を進めます。

### エ 地域公共交通の確保

公共交通を維持するためには利用者の確保が必要となります。しかし、利便性がなければ利用促進は図れません。交通手段の検討の際に、現在利用していない人が利用するような交通手段を検討していくとともに、最終的には、中山間地特有の自家用車依存型の脱却を目指すことで、移住・定住の選択肢を広げられるよう施策を進めていきます。

#### (1) 現況と問題点

道路や公共交通は、住民の日常生活や産業・経済活動を支える重要な社会基盤です。

本村の道路網は、国道2路線（国道289号・349号）、県道5路線（主要地方道棚倉鮫川線・勿来浅川線、一般県道赤坂東野塙線・赤坂西野石川線・明内田中線）、村道144路線によって構成されています。国道289号については、いわき市・白河市間の物流の重要路線として整備が進められており、広域的アクセスの一層の向上が期待されています。

本村の道路現況は、県が管理する国道2路線38.8km、県道5路線33.8km、村が管理する村道144路線168.4km、農林道41路線65.3kmが整備されています。

## ア 村道

村道は、1級村道が10路線31.8km、改良率98.3%、舗装率100%です。2級村道は、13路線34.3km、改良率95.0%、舗装率100%です。その他の村道は121路線102.3kmで改良率77.6%、舗装率77.7%です。

村道は、整備から数十年経過している路線も多く、路面の損傷により凹凸が発生している路線については、部分的に修繕を行っているが、全面的な舗装の補修が必要となっている路線も増えてきているため、計画的に舗装の補修を行い、安全な通行環境を整える。さらに橋りょうについても点検により修繕が必要とされた橋りょうから順次修繕を行い、長寿命化を図ります。

## イ 農道

農道は、農村総合整備事業や県営農道整備事業で整備を進め、農業生産性の向上に一定の効果があり、整備した農道は、効率的な道路管理を行うため、村道に認定しています。今後、未整備地区として残された地区についても、定住環境の改善や農業生産性の向上を図るため、投資効果も考慮しながら整備を進める必要があります。

## ウ 林道

林道については、私有林面積6,027haのうち人工林が3,444haあり、間伐・伐採作業を実施するうえでも林道や作業道等の整備は効率的に対応する必要があります。また、国・県道や村道のほか、農林道についても住民の通勤や通学、村中心部への移動に重要な路線であり生活路線でもあるため、計画的な整備が重要となっています。

交通安全対策の観点からも、村道等については改良舗装等により安全な通行の確保を図っているが、並行して冬期間の凍結による交通事故を未然に防止するため、路面凍結の原因となっている日陰林の伐採を土地所有者に促すとともに、通行の際に道路法面に覆い被さっている立木が、車両に接触して車体を損傷することを防ぐため、支障となる立木の伐採も順次進める必要があります。

## エ 地域公共交通の確保

本村と石川町・埴町を結ぶ民間の路線バスや本村と棚倉町を結ぶ村営バス「あおぞら号」、国民健康保険診療所の送迎バス、スクールバス、令和7年10月から本格運行したデマンド交通「さめばす」があります。路線バスにおいては、モータリゼーションの進展や少子化の進行等により、利用者が激減し、維持が難しくなっています。便数も少ないた

め、利便性が低く、移動手段を持っていない学生や高齢者といった最低限の利用しかないのが現状です。そういった中で、赤字運営の民間の路線バスへの欠損補助等の支援を行い、路線バスを維持しています。これらを踏まえ、今後、国民健康保険診療所の送迎バスやスクールバス等を含めた、村全体の公共交通を見直す必要があります。

公共交通機関は高齢者や子ども等、自家用車を利用できない住民の日常生活に欠かすことのできない移動手段となっています。地域の公共交通を守るためには村内を循環するバスの運行や、ライドシェアサービス、乗合タクシーの運行委託など本村に適した交通手段を検討し、適切に導入・運行維持をしていく必要があります。

## (2) その対策

### ① 具体的解決策

- 国道289号および国道349号は、阿武隈地域発展のうえで重要な経済活動の動脈となる重要な幹線です。しかし、未改良区間が多く通行に支障を来していることから、住みよい阿武隈地域を推進するため、早期改良を要望していきます。
- 地域間交流を深めるため、県道は重要な役割を果たしています。このため、他の町との交流や安全な通行を確保するうえで、未改良区間の整備を要望していきます。
- 村道は、公共交通機関が少なく自動車に頼る住民にとっては必要不可欠です。今後住民の価値観のシフトを図りますが、このため幹線村道の改良と、未整備区間の改良促進を図ります。
- 農林道は、経済効果を勘案し整備促進を図ります。
- 交通の安全確保の支障となっている、道路幅員上の支障木（枝）伐採を進め、道路環境の整備を図ります。
- 住民の日常生活に欠くことができない生活バス路線の運行の維持と利用促進を図りつつ、より利便性の高い交通を確保するため、村全体の公共交通の見直しを行い、持続可能な交通網の形成を図ります。
- コミュニティバスの運行や地域乗り合いバスなどを運行する団体の育成と支援を図ります。
- 公共交通の利用促進を図り、公共交通の持続性を高めるとともに、自家用車の使用頻度を減らすことによって村民の意識改変を図ります。
- デマンド交通の運行を拡充し、高齢者や通院者、中心部への利用者の移動手段の充実を図ります。また、利用者の利便性向上を図るためインターネット予約の導入を検討します。

② 目標

K P I (重要業績指標)	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
村道舗装率	86.5%	90%
公共交通検討会の開催	5回	5回
デマンド交通利用人数(延べ)	543人	700人

(3) 計画

事業計画(令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 【道路】	唐露葉貫線(舗装) L=1,800.0m W=4.0m	村	
		菅ノ目浅川線(舗装) L=2,000.0m W=4.0m	村	
		巡ヶ作線(舗装) L=320.0m W=4.0m	村	
		余所内大平線(舗装) L=300.0m W=4.0m	村	
		東野牧野線(舗装) L=3,200.0m W=4.0m	村	
		ひだまり荘支線(舗装) L=85.0m W=5.0m	村	
		世々麦西谷地線(舗装) L=3,900.0m W=3.5m	村	
		姿平鹿角平線(舗装) L=1,900.0m W=4.2m	村	
		笹内線(開設) L=1,000.0m W=3.0m	村	
		【橋りょう】	点検の結果、要修繕と診断された橋りょう	村
	【その他の道路】	丸谷地線(開設) L=800.0m W=4.0m	村	
	(2) 農道	蛇口線(改良) L=1,000.0m W=4.0m	村	
		丸谷地線(改良) L=1,000.0m W=4.0m	村	

	(3) 林道	木戸沢大石草線（舗装） L=1,464.0m W=3.0m	村	
	(6) 自動車等 【自動車】	デマンド交通車両購入 1台	村	
	(10) 過疎地 域持続的 発展特別 事業  【公共交通】	村営バス維持対策事業 村営バスの路線を交通弱者 対策として維持するため、 赤字分を補てん	村	本村では、村内 唯一の高校の 廃校により、公 共交通の見直 しを余儀なく されている。こ の機会に、持続 的な公共交通 の在り方を検 討し、地域の住 民が望む、公共 交通の確立を 図っていく。
		公共交通欠損補助金 路線バスを維持するため、 バス会社へ赤字補てん	村	
		公共交通の拡充 村内循環バスを走らせ、高 齢者や通院者、中心部への 利用者の移手段を確保	村	
		コミュニティバス運行団体の 育成とその支援	村	
	公共交通利用促進事業（仮） 公共交通の利用促進を図る ため、早期免許返納者へ交 通費を助成	村		
【交通施設維 持】	道路沿線支障木伐採事業 支障木（枝）を伐採し、安全な 通行の確保	村	通行の支障と なる支障木 （枝）を伐採 し、安全な通 行の確保を図 る。また、今 ある道路の維 持補修を定期 的に行うこと で、道路自体 の耐久性を向 上させ、費用 の削減につな げていきたい。	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

インフラ資産については、集約化や複合化などによる総量の適正化や、用途転換や施設の廃止が公共建築物に比べ適さないことから、公共建築物とは異なる観点や方法によって評価、実行を行い、道路や河川、上・下水道といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に長持ちさせます。

## 6 生活環境の整備

### ア 水道

本村では水道施設の老朽化等による維持管理費の増大等の課題もみられ、効率的な水道事業の運営が求められています。今後は、将来の水道需要を見据え、施設統合等による施設数の減少を検討するとともに、ランニングコストの抑制を図ります。また、給水区域外の個人・団体に給水設備を整備・改修する者に対し、費用の一部を助成する支援を進めていきます。

### イ 下水道

一方、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽整備事業により村内の生活排水施設の整備を進めてきましたが、今後とも、衛生的で快適な生活環境づくりに向け、農業集落排水施設の適正管理及び接続の促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の設置促進及び設置後の適正管理の促進をします。

### ウ 環境・衛生

地球温暖化の防止に向けた二酸化炭素の排出削減や、有限な資源を後世に引き継ぐことは、持続可能な社会を構築するために必要不可欠であり、村民一人ひとりができる範囲で、自分で出来ることをきちんと行い、かけがえのない鮫川の豊かな自然環境・里山環境が維持管理され後世に残すシステムの構築を図ります。

ごみ処理の基本は、分別収集することであり、ごみのリサイクルは社会に定着し、ごみの減量化も進んでいますが、近年ごみの排出量は増加傾向にあり、減量化に取り組むとともに、質の高いごみの分別を啓発していきます。

また、ごみの不法投棄も家電製品を中心に多くみられ、環境や美しい景観が損なわれています。不法投棄の防止は地域での監視が重要であり、今後も地域や不法投棄監視員の協力を得て積極的に防止に取り組めます。

し尿処理については、合併処理浄化槽の導入や農業集落排水の加入が促進され、汲み取り収集が減ったことから、施設の処理能力を改善し、延命化を図ります。

一方、平成7年に東白衛生組合によって広域的に整備した火葬場および斎苑は令和元年度に火葬炉の改修工事を行いました。施設の老朽化が進んでおり、設備等の改修を図ります。

### エ 防災・防犯

全国各地で地震災害や大雨災害が発生し、安全・安心への人々の意識が急速に高まり、消防・防災体制の強化が強く求められています。

本村の消防体制は、常備消防として白河地方広域市町村圏整備組合の棚倉消防署鮫川分署が設置されているほか、非常備消防として、鮫川村消防団が組織されており、互いに

連携して防火・消火活動等を行っています。消防団においては、村外への転出や人口減少に伴う団員確保の困難さや、団員の高齢化などの問題がみられ、消防力の低下を防止するため、今後新入団員の勧誘・育成を図ります。施設面では、防火水槽や消火栓などの消防水利の拡充や、消防資機材の計画的な更新を進め、消防施設全般の充実を図っていきます。

防災面では、これまで防災全般の総合的指針である地域防災計画の見直しやハザードマップの作成、防災行政無線のデジタル化などを進めてきましたが、高齢化が急速に進行する中で、要配慮者の情報収集・伝達のほか、避難対策の確立、河川の改修、急傾斜地等の危険箇所の把握・周知、災害防止対策などが課題となっており、防災・減災体制の一層の強化を進め、災害に強い村づくりを進めていく必要があります。

また、警察や防犯協会、防犯指導隊などの関係機関・団体との連携のもと、防犯意識の高揚や防犯体制の充実を図り、犯罪の未然防止に努めていきます。

しかし、少子高齢化やコミュニティ意識の希薄化等に伴い、地域の犯罪防止機能の低下も懸念されることから、より一層防犯意識の高揚や防犯・地域安全体制の強化を進めていく必要があります。

## オ 交通安全

高齢化が進む中、全国的に交通事故死傷者に占める高齢者の割合が高く、その対策が大きな課題となっています。交通事故の防止に向け、警察や交通安全協会などの関係機関・団体との連携のもと、子どもや高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育をはじめ、広報活動や交通安全運動期間の集中啓発活動等を積極的に推進し、交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設の整備に努めていきます。

### (1) 現況と問題点

水道は、人々が生活する上で一日も欠かすことのできない重要な生活基盤です。少子高齢化が進む中、持続可能な社会を支える生活基盤の整備は重要ですが、生活環境設備のうち水道は、平成23年度に認可された水道統合計画により、水道未普及地域の解消を行っています。しかし、本村は山間地に集落が散在し、給水対象戸数の大幅な増加が見られず、人口2,799人に対し、給水区域内人口は1,719人（令和6年度）で、普及率は61.4%です。一方で、水源が不足する給水区域外の小規模集落には、地域独自で給水施設を整備している地域もあることから、維持管理や修繕費用の助成を図る必要があります。また、都市住民との交流事業や定住、二地域居住の促進を図るためには、水道の整備が重要な課題となっています。

下水道は、住みよい居住環境づくりや河川・湖沼等の公共用水域の水質汚濁の防止・改善をはじめ、多面的な機能を持つ重要な生活基盤です。下水処理施設は、平成7年度から実施した赤坂中野地区農業集落排水事業が完了し、施設の供用を平成11年度から開始しています。集落排水の対象区域を外れた地域は、住宅が散在していることから、少ない

設置費用で対応できる合併処理浄化槽の設置費用に対して助成しています。浄化槽の設置は、衛生的に暮らすことができ、自然環境を保全することにつながるため、今後も助成事業を継続していくことが必要です。

化石燃料の使用や森林の減少などによる二酸化炭素などの温室効果ガスの増大等を背景に、地球温暖化がさらに深刻化し、大雨・洪水などの異常気象や生態系の変化などを引き起こし、私たちの暮らしや農業に大きな影響を及ぼしています。このような中、地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が一層高まっており、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動が強く求められています。地球温暖化の防止に向けた二酸化炭素の排出削減や、有限な資源を後世に引き継ぐことは、持続可能な社会を構築するために必要不可欠であり、村民一人ひとりができる範囲で、自分で出来ることをきちんと行い、かけがえのない鮫川の豊かな自然環境・里山環境が維持管理され後世に残すシステムの構築を図る必要があります。

ごみ処理の基本は、分別収集することであり、ごみのリサイクルは社会に定着し、ごみの減量化も進んでいます。本村のごみ処理・し尿処理は、東白川郡内4町村で組織された東白衛生組合で広域的に行っており、施設の延命化を図りながら、適正に処理していますが、近年ごみの排出量は増加傾向にあり、減量化が求められるとともに、質の高いごみの分別が求められています。

また、ごみの不法投棄も家電製品を中心に多くみられ、環境や美しい景観が損なわれています。不法投棄の防止は地域での監視が重要であり、今後も地域や不法投棄監視員の協力を得て積極的に防止に取り組めます。

廃棄物の処理は、郡内4町村で構成する一部事務組合の東白衛生組合で行われていますが、ごみ処理施設の老朽化が進み、平成26年度から平成28年度まで施設の延命化工事を行ないました。平成6年度から資源化を図るため分別収集を実施していますが、令和6年度の本村のごみ処理量は、可燃物が556t、不燃物が53t、資源ごみが94t、粗大ごみが8t、合計で711tが処理され、その他にはし尿が96kℓ、浄化槽汚泥が1,511kℓ処理されています。平成7年に東白衛生組合によって広域的に整備した火葬場および斎苑は令和元年度に火葬炉の改修工事を行いました。斎苑施設の老朽化が進んでおり、設備等の改修を図る必要があります。

東日本大震災以降も、全国各地で地震災害や大雨災害が発生し、安全・安心への人々の意識が急速に高まり、消防・防災体制の強化が強く求められています。

本村の消防体制は、令和7年4月現在、常備消防として、白河地方広域市町村圏整備組合による棚倉消防署鮫川分署が設置されているほか、非常備消防として、鮫川村消防団が組織されており、互いに連携して防火・消火活動等を行っています。消防団においては、人口減少に伴い団員を確保することが一層困難となっており、団員の高齢化も含めて消防力の低下が懸念されさらなる新入団員の勧誘・育成を図っていく必要があります。

消防組織としては、白河地方広域市町村圏整備組合の棚倉消防署鮫川分署が設置され、

令和6年度時点で署員9人、水槽付き消防自動車、救急車および広報連絡車が各1台配置されています。非常備消防である消防団の組織は、3分団（令和7年度より7部班体制）、団員188人（定数230人）であり、ポンプ自動車2台、小型動力ポンプ付積載車19台、携帯無線70台を配備しています。加えて村内各地に防火水槽92基および消火栓を整備し、火災の発生に備えています。非常備消防団員の確保を含めた活性化対策が課題です。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づいた鮫川村地域防災計画を策定し、東日本大震災を契機に原子力災害に対応した計画への見直しを行い、高齢者、障がい者などの要配慮者対策が策定されており、今後も災害対策基本法の改正等に伴う変更を随時進めていきます。防災ヘリコプターの緊急離着陸場所については、村内に1か所（西野グラウンド）設けていますが、村中心地部での設置も望まれていることから、適地を検討し、消防本部と協議しながら整備を進めていく必要があります。

公営住宅の整備は、村内後継者の入居が多いことから、後継者の村外への転出を防止する有効な手段であり、若者の定住を図るために維持管理をします。しかし、一方ではなかなか入居者が決まらない住宅も増えてきているため、潜在需要の見極めが重要です。また、定住促進住宅については、老朽化していることから、公営住宅の建替えを含め検討していかなければなりません。

ごみの不法投棄の防止については、平成15年10月23日の村議会で、議員提案により「不法投棄をしない・させない・産業廃棄物を持ち込ませない」議決と、納税組長会議でも区長会提案により、同じ内容の「不法投棄防止宣言」が満場一致で決議されています。毎年、村民の協力で村内一斉に行われる春季清掃や、道路・河川クリーンアップ作戦、秋季清掃、各団体のボランティア活動により清掃作業を実施していますが、一部の心ない者のモラル不足による不法投棄が続き、村内各地から回収される不法投棄物は依然として減っていないのが現状です。このため、不法投棄が発見された場合は、早期に原状回復を図り、里山の美しい環境を守る必要があります。

防犯対策としては、各種の犯罪を防止するため、小・中学校の長期休暇期間を中心とした夜間の防犯パトロールを実施していますが、近年は夜間にウォーキング等で健康管理をしている住民も多く、防犯灯の設置要望が多いことから、住民の安全を守るため、速やかに設備のLED化を進めるとともに、要望に応じて新規設置も実施していきます。また、商工会で整備した街路灯においても、商工会会員数の減少により、維持管理が困難となっていますが、一方では村の防犯灯としての役割も担っているため、今後も持続的に維持管理できるよう支援等についての検討を行っていきます。

## （2）その対策

### ① 具体的解決策

- 水源が不足する給水区域外の小規模の集落には、個人・団体が給水施設を整備してい

る地域もあることから、維持管理を含む整備、修繕費用の一部を助成し、安心して安全な水の確保を図ります。

- 生活排水の適切な処理を推進するため、農業集落排水事業の実施地区以外の区域にあっては、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 消防車両や消防資機材を整備して、消防力の増強を図ります。
- 消防水利を確保するため、新たに防火水槽の設置するほか、老朽化した水槽の更新を進めます。
- 組織の再編に対応し、消防屯所およびホース乾燥塔を移転整備します。
- 効果的な公営住宅や定住促進住宅の整備を進め、定住人口の増加を図ります。
- 美しい自然環境を保全するため、不法投棄防止に向けてパトロールを強化するとともに、定期的に不法投棄物を回収する体制を整備します。
- 地域防災計画を随時変更するとともに、定期的に防災ハザードマップを更新し、防災上の危険箇所や避難所等について周知していきます。
- 村内で発生する犯罪の抑止のため、個人が設置する防犯カメラの購入費用の一部を助成します。
- 老朽化した建物（水防倉庫、旧母子健康センター、旧鮫川保育所等）内に個々に保管している物品や資材等を集約するとともに、避難所の設置にあたって必要となる防災対策物品を効率的に管理するため、新たに防災倉庫を整備し、老朽化した建物を解体します。
- 避難所として指定している公共施設の設備等を点検し、施設の機能強化を図ります。
- 災害発生時や救急搬送時の緊急離着陸場として利用される防災ヘリポートを村中心部に整備します。

## ② 目標

K P I（重要業績指標）	現状値 （令和6年）	目標値 （令和11年）
鮫川本流のBODの維持	0.9mg/l	0.9mg/l
火災発生件数	1件	0件

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設 【その他】	鮫川簡易水道 水源地・配水池等整備・改修	村	

	(2) 下水道処理施設 【その他】	合併処理浄化槽 25基	村		
		マンホール段差解消 10箇所	村		
	(5) 消防施設	消防資機材整備	村		
		防火水槽 3基	村		
		消防屯所移転 1ヶ所	村		
		防災倉庫整備事業 既存の物置として使用している建物内の物品や防災対策を集約するため、新たに防災倉庫を整備	村		
		防災ヘリポート整備事業 防災ヘリの離着陸場所の整備	村		
	(7) 過疎地域持続的発展促進特別事業 【水道施設】	飲料水確保対策事業 個人・団体で給水設備を整備・改修する費用の一部を助成	村	本村は、給水区域に含まれない集落が点在しており、安定した水を供給するために実施する。	
		【生活】	不法投棄物巡回指導員設置 心ない者による不法投棄をなくすため、指導員を設置し定期的に巡回	村	本村は、ゴミのない村宣言を発し23年の実績がある。今後もこの取り組みを絶やすことなく、本村の魅力を継続することが、郷土愛の存続につながる。
		【防災】	防災ハザードマップ更新事業 現在の法令等に対応したハザードマップを更新	村	防災・防犯については、地区住民の不安を軽減するため防犯カメラの設置を推進するとともに、ハザードマップを更新し防災対策を万全にする。
		【防犯】	防犯カメラ設置費助成事業 個人が設置する防犯カメラの購入費用の一部を助成	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

インフラ資産については、集約化や複合化などによる総量の適正化や、用途転換や施設の廃止が公共建築物に比べ適さないことから、公共建築物とは異なる観点や方法によって評価、実行を行い、道路や河川、上・下水道といった施設種別ごとの特性や施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行います。ライフサイクルコストを考慮し、インフラ資産を安全に長持ちさせます。

簡易水道施設（施設数1）の利用状況や老朽化の度合い、供給区域の拡大を見据えながら、施設全体の最適化を図り、施設の維持管理や更新について、計画的かつ効果的に行っていくこととします。

下水道施設（施設数1）は、施設全体は当初整備から25年以上が経過しているため、適正な維持管理を行っていくとともに、管路やマンホールなどの長寿命化を推進していきます。また、設備の更新や建物の改修時期などについて、計画的かつ効果的に行っていくこととします。

消防施設については、一部の施設について改築を行っているものの、ほとんどの施設が築30年以上を経過していることから、消防団組織の再編をふまえ、施設の計画的な建替えや消防団の出動体制に即した整理統合を検討し、施設の更新を図っていきます。その際、不要となる施設については、適切に解体等を進め、経費の削減に努めます。

その他行政系施設（旧ポンプ置場など）については、ほとんどの施設が築45年以上を経過し、需要の変化に伴い整備当初の用途を変更して使用している施設であるため、施設の譲渡または売却、解体により財産を処分します。

公営住宅のほとんどが需要の増加に伴い新たに整備された施設であるため、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。なお、需要の見直しに応じて施設の廃止を含めて検討することとします。

定住促進住宅の一部住宅については新たに整備しましたが、住宅のほとんどが教職員住宅や個人が所有していた空き家からの転用により整備した施設であるため、施設の廃止や建替えを含めて適正な配置を検討するとともに、維持管理については計画的かつ効果的に行っていくこととします。

高齢者向け優良賃貸住宅については、指定管理者制度により管理運営が行われていますが、築18年と比較的新しい施設であるため、施設の利用状況や需要の変化を見据えながら、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進

### ア 子ども

少子高齢化の進行により、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを産み育てることに対する意識等が変化している中、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、子育てを社会全体で支援していくことが必要です。

本村においては、「みんなで見つめ みんなで支え みんなで子育て」を基本理念に、温かくみんなで見守り、子どもを幸せに育成するために、村全体で子育て支援に取り組むことを推進しています。こども計画に基づき、子育て家庭を村全体で支援していくという視点に立ち、関連部門・関係機関が一体となって、多面的な子育て支援施策に取り組み、若い世代が安心して子どもを産み、健やかに育てていくことができる環境づくりを進めます。

また、これまで小中学校において、ふるさとキャリア教育に重点を置き、活発に活動を行ってきましたが、今後は、本村ならではの教育資源に直接触れ合いながら学び、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようという心を育むとともに、ICTを活用した情報発信能力の向上により広く交流を深めながら、多様性を認め合い協力しながら創造的な発想を持つ人材を育成し、更にその学びを通して基礎的・汎用的能力を培い、「たくましくそして自分らしく生きる力」の育成に向けたふるさとキャリア教育の一層の充実、家庭や地域と一体となった開かれた学校づくり、安全対策の強化、給食体制の充実など、総合的な取り組みを進めます。

### イ 高齢者

超高齢社会の本村においては、自立した高齢者が心身ともに若さを保ちながら、いかに健康を保っていきいきと過ごし、それぞれの能力を発揮し、支援される存在より支援できる存在になれるよう、活躍の場を構築していくことが必要です。また、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを受けながら、可能な限り住み慣れた地域において安心して住み続けることができるような環境づくりが重要な課題であり、今後、増大が予想される介護サービス需要への対策と、高齢者を地域で支える仕組みづくりが求められています。

本村においては、高齢者が自立した生活が確保できるよう、村民が世代を超えて、助け合い、支え合うことで「共助」の精神を育み、生きがいを持ち、一人ひとりが尊重され、いつまでも元気に住み慣れた家庭や地域でつながりを保ちながら、安心した生活を確保できるよう推進します。

### ウ 障がい者

障がい者施策は、「全ての国民が障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念に則り、全ての国民が障害の

有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指し、各種施策を講じ、「障害のある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら、ともに助け合うむら」の実現を目指しています。

(1) 現況と問題点

ア 子ども

本村の出生数は、平成23年度までは、30人前後で推移していましたが、平成24年度以降の出生人口は、30人を大きく下回っています。また、男性は女性に比べ未婚率が高く、結婚対策など子どもを生み育てる環境の整備が求められています。

こどもセンターは、平成30年から幼保連携型認定こども園として体制を新たにし、効率的な運営を行っています。保育部と幼稚部があり、保育部の入園児童数は、女性の就業率が高くなっていることや保護者の就労形態の多様化から、子どもの数が減少しているものの入園率は増加しています。また、幼稚部の就園率は高水準で推移しています。

表6 出生数

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
男	6人	7人	3人	3人
女	4人	4人	6人	6人
計	10人	11人	9人	9人

表7 未婚者数 平成27・令和2年10月1日現在（国勢調査）

区分	男		女		計	
	H27	R2	H27	R2	H27	R2
15～19歳	68人	56人	62人	55人	130人	111人
20～24歳	58人	36人	36人	29人	94人	65人
25～29歳	68人	42人	28人	21人	96人	63人
30～34歳	41人	42人	16人	17人	57人	59人
35～39歳	29人	34人	10人	9人	39人	43人
40～44歳	34人	24人	7人	8人	41人	32人
45～49歳	21人	26人	6人	6人	27人	32人
50～54歳	22人	21人	5人	6人	27人	27人
55～59歳	27人	22人	4人	5人	31人	27人
60歳～	35人	56人	15人	14人	50人	70人
計	403人	359人	189人	170人	592人	529人

## イ 高齢者

本村の人口は、2,634人（令和7年4月1日現在※現住人口調査より）で、このうち65歳以上の高齢者人口は1,193人であり、高齢化率は45.3%で超高齢社会となっています。

今後も出生数の減少に伴い、年少人口および生産年齢人口の減少が必然であり、総人口が減少することから高齢化率が上昇することは確実です。このため、近所に同年代の子どもがいないなど、子ども社会ばかりでなく地域構造そのものに影響を及ぼすことが予測され、今まで培われてきた集落の営みや奉仕活動、共同作業に支障をきたすとともに、地域環境の問題や介護の問題などが生じてきています。

このため、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験と知恵を産業の振興や地域活動に活かすことができるよう、「まめで達者な村づくり」の推進や活躍の場の提供により、高齢者の社会参加や就労支援、健康づくり、介護予防など自立が図られるよう支援し、高齢者が住み慣れた地域で元気に社会に参画できる豊かな健康長寿社会の形成が必要です。

要介護者を地域社会全体で支える介護保険制度の実施にあたっては、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しが必要です。多くの高齢者は、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく生活が続けられるよう、住まいや医療・介護・予防・生活支援が一体として提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。

特に、高齢者が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するサービスの体系化の整備を図る必要があります。

表8 村の総人口と年齢構成別人口 令和2年10月1日現在（国勢調査）

年齢区分	合計	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口		
				計	65～74歳	75歳以上
人数	3,049人	316人	1,512人	1,221人	571人	650人
人口割合		10.4%	49.6%	40.0%	8.7%	21.3%

表9 要介護認定者数 令和7年4月1日現在（単位：人、％）

第1号被保険者数	前期(65～74歳)	後期(75歳以上)	要支援		要介護					計
			1	2	1	2	3	4	5	
1,276	634	642	9	31	33	35	45	45	20	218
構成割合	49.7	50.3	4.1	14.2	15.2	16.1	20.6	20.6	9.2	認定率 17.1%

## ウ 障がい者

本村の障害者手帳所持者数は240人前後で推移し、令和6年度末では身体障害者160人、知的障害者49人、精神障害者33人、計242人です。

身体障害者は、等級別に見ると重度79人、中度56人、軽度25人です。また、障害の種別では、肢体不自由が最も多く85人、次いで内部障害が48人です。身体障害者の年齢は、18歳未満が0人、18歳以上が160人となっています。

知的障害を持つ療育手帳所持者は49人であり、18歳未満が7人、18歳以上が42人、うち重度知的障害者が18人です。本村には、社会福祉法人鮫川福祉会が運営する「鮫川たんぼの家」において、就労継続支援B型（定員30人）のサービスを提供し、日中活動の場の充実を図り、令和2年度には共同生活援助（グループホーム）が整備されました。今後は、家族会等の積極的な活動と地域住民との交流を通し、障がい者も住民の一員としていつまでも地域でいきいきと暮らせるよう、社会参加促進のための訓練の充実（生活・作業）、生活の場である共同生活援助（グループホーム）のさらなる整備を図る必要があります。

精神障害者保健福祉手帳は33人に交付しています。精神障害者は微増傾向にあり、さまざまなケースによる相談業務が増大し、専門的職員の確保が課題となっています。平成26年には、精神保健福祉法が改正され、医療保護入院されている患者の病院での地域移行・退院促進の取り組みが制度化されました。また、平成28年4月より、雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止や、障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めた改正障害者雇用促進法が施行され、障がい者の生活と就労に対する支援の充実が定められました。

表10-1 障害者手帳所持者数 令和7年3月31日現在

身体障害者手帳	療育手帳	保健福祉手帳	計
160人	49人	33人	242人

表10-2 身体障害者手帳所持者障害種別 令和7年3月31日現在

視覚障害	聴覚・平衡機能障害	肢体不自由	音声・言語機能障害	内部障害	計
17人	10人	85人	0人	48人	160人

表 10-3 知的障害者療育手帳所持者数 令和7年3月31日現在

18歳未満	18歳以上	計
7人	42人	49人

表 10-4 精神障害者保健福祉手帳所持者数 令和7年3月31日現在

1級	2級	3級	計
2人	18人	13人	33人

## (2) その対策

### ア 子ども

- すべての家庭が地域で安心して子どもを育てることができるよう、こどもセンターにさめがわ地域子育て支援センターを設置し、在宅の子育て家庭の支援を推進します。
- こどもセンターの保育・教育時間を弾力的な利用時間とします。また、保護者の利便性を図るとともに、幼児が安心して通園できるよう幼児送迎バスを運行します。
- 保育料は、国の基準より負担を軽減した基準額を定め、標準時間および短時間とも同額とし、同時入所世帯の保育料の軽減をします。また、3歳児以上の給食費を無償化し、保護者の負担を軽減します。
- 放課後児童クラブの充実を図ります。
- 保護者の子育て支援の一貫として、学校給食費の無償化を図ります。
- 出産祝い金「赤ちゃん商品券」給付事業や乳幼児紙おむつ給付事業による支援をします。
- 母子の健康増進のため、産褥期、新生児・乳幼児期に発育、発達および産婦や養育者の心身の健康状態の確認、養育環境の把握、疾病予防や育児についての助言を行なうとともに、育児に関する不安の軽減を図り、安心して育児ができよう支援します。また、母親の口腔健康相談や、乳幼児の歯科健康診査を実施し、歯に対する正しい知識の普及を図り、生涯を通じた歯の健康づくりを推進します。
- 妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、子育てへの負担感や不安を軽減し、安心して子どもを育てることができるよう早期から切れ目のない包括的で継続的な支援を行う「こども家庭センター」の充実を図ります。

### イ 高齢者

- 高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち安全な環境で安心して、家族や地域住民と元気に暮らせる村づくりを進めるため、「いきいきとともに支え合い安心して暮らせるむら」を基本目標に、本村の高齢者の現状に沿った「地域福祉の推進」に向けた

施策の展開を図ります。

- 高齢者が、地域においていきいきと活動できるよう、地域における活動の場や、就労の拡充を図り、一生涯現役の高齢者を支援します。
- シルバー人材センターを活用した就労機会の確保や「まめで達人な村づくり」の一環として大豆の生産奨励により、生きがいや就労への意欲を促進します。
- 老人クラブは、会員相互に高齢者の自立と連帯のきずなを深め、住み良い地域づくりのために地域福祉や地域文化振興の原動力となるよう、地域に根ざした社会参加活動に取り組んでいます。このため、福祉活動への参加促進や健康を進める運動、友愛活動、一斉奉仕活動、ニュースポーツ等さまざまな活動による生きがいや、福祉の向上のために老人クラブ活動事業の支援をします。
- 村民保養施設・交流福祉センター「さぎり荘」は、住民の憩いの場、健康増進施設として誰もが気軽に利用できる施設運営とします。
- 「さぎり荘」に健康教室など多目的に利用できる大広間や、体の不自由な人でも利用しやすいお風呂等を増築し健康増進施設としての機能性を高めます。
- 各種の健診、健康管理、機能回復訓練の指導を実施し、高齢者等の健康増進を図るため、「保健センター」の設備を更新します。
- 高齢者の外出支援を図るため、診療所送迎車と併せた高齢者の足の確保を図ります。
- 高齢者の趣向や価値観を的確に対応した創作活動、教養講座の充実を図った生涯学習活動を促進します。
- 高齢者の健康維持増進のため、特定健診や後期高齢者健診、歯周病健診の受診を推進し、後期高齢者に対しては、各種がん検診等の受診者負担の無料化を継続しています。また、インフルエンザ等の予防接種料金の負担軽減をします。
- 一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、緊急通報装置貸与事業や除雪支援事業等の在宅福祉サービスの充実を促進します。
- 寝具消毒丸洗い乾燥事業や紙おむつ給付事業等の実施により、長期にわたる在宅の要介護高齢者を持つ家族の介護が適切に行なわれるよう支援し、介護者の負担を軽減します。
- 高齢者住宅の確保、高齢者の住む住宅改修の促進を図り、安心して住み続けられる住まいの確保をします。
- 生活機能が低下した高齢者に対して、機能の改善や悪化の防止を図り、運動機能や栄養状態の心身機能の改善を促進するため、多様なサービスを充実させるなど、効果的な介護予防事業を実施します。また、地域住民が主体となって運営する介護予防やフレイル予防を目的とした活動の場「通いの場」の活動を支援します。

## ウ 障がい者

- 乳幼児健康診査をはじめ、先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査により、疾病や

障害の早期発見、早期治療および早期療育を推進します。

- 障がい者およびその家族に対して、個々に応じた生活支援のために相談や指導を行い、社会参加に向けて日常生活訓練や、社会適応訓練など心身の機能回復訓練を実施します。
- 保護者の高齢化に伴う需要等が見込まれ、地域における居住の場としてのグループホーム等の整備が必要とされていることから、知的障害者や精神障害者が地域で自立した豊かな生活を送ることができるよう、関係機関、保護者等との連携を図り、検討を進めます。
- 障害福祉サービスの提供体制整備等については、各障害者計画の数値目標の達成に努めます。

## ② 目標

KPI（重要業績指標）	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
高齢者の健康づくり、介護予防教室等の参加者数（延べ）	2,099人	2,000人
地域ふれあいサロン開催地区数	13地区	15地区

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て 環境の確保、高齢者 等の保健および福祉の 向上および 増進	(2) 認定こども園	認定こども園 義務教育学校等複合 施設への併設	村	
	(3) 高齢者福祉施設 【高齢者総合福祉セ ンター】	高齢者総合福祉センター 一暖房入替工事	村	
		高齢者総合福祉センター 一地盤改良工事	村	
		高齢者支援および介護 予防事業 送迎用自動車 1台	村	
	【その他】	村民保養施設「さざり 荘」ボイラー入替事業 4基	村	

		村民保養施設「さざり荘」大規模改修事業 大広間、家族用・障害者用風呂等整備	村	
	(6) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター施設・設備改修事業	村	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者等生活支援車運行事業 高齢者等の定期診療などの生活路線確保支援、遠距離にある世帯の暮らし安心の確保を図る	村	へき地であり、公共交通も乏しい本村にとって、交通弱者に対する支援を継続的に行うことが、住民生活の安定につながる
		給食費支援事業 こどもセンター幼稚園給食費無償化	村	村の地産地消事業の一環として取り組んでいた給食費用を、村の公費で負担し、保護者の子育て支援を図る。
		給食費支援事業 小中学校給食費無償化	村	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

こどもセンター園舎は、施設の前身である旧西野小学校校舎を、こどもセンターの開所時に改修を行い、体育館については耐震補強を実施していますが、旧校舎は築30年以上、体育館やその他の建物については築50年以上経過しているため、施設の維持管理については、適正な規模の施設への建て替えを視野に入れ効果的に行っていくこととします。

ひだまり荘については、指定管理者制度により管理運営が行われていますが、築30年を経過しているため、施設の利用状況や老朽化の度合い、需要の変化を見据えながら、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。

特別養護老人ホームを運営するために社会福祉法人みやぎ会に無償で貸し付けている旧西山小学校校舎については、引き続き貸付を行い、施設の有効活用を図ります。また、可能な場合は施設の譲渡または売却を行い、総量の縮減に努めます。

## 8 医療の確保

今後、医療ニーズはますます高度化・専門化していくことが予想されることから、国民健康保険診療所の充実を図るとともに、村内外の医療機関との連携や広域的連携を強化し、地域医療および救急医療体制の充実を進めていきます。

また、疾病予防や機能回復等のライフステージに応じた医療サービスが提供できるよう、保健・福祉との連携を図るとともに、無医村にならないようにすることが、地域住民の要望であることから、医師の確保に努めます。

さらに、感染力が強い・致命率が高い・重症になる可能性が高い病気にかかることを防いだり、他の人に感染させて社会に病気がまん延することを防ぐことを目的として、予防医学体制の整備と充実を図ります。

### (1) 現況と問題点

医療施設は、旧過疎計画により昭和48年に国保診療所の改築と医師住宅の新築を行い、レントゲン施設および患者輸送車の整備などの充実を図りました。

平成12年度の介護保険制度施行に伴い、訪問診療、訪問看護など在宅医療等の拡充と診療内容の充実などにより施設整備が必要となり、平成15年度に保健センターの開設に併せて国保診療所、民間歯科診療所を併設し、一体的な保健医療サービスの提供が充実されました。本村の医療施設は、国民健康保険診療所と民間の歯科診療所が各1か所あります。

医療施設の確保は、過疎、少子高齢化が進む本村にとって、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることのできる、健やかで安心なふるさとづくりのための基本的な条件です。特に、住み慣れた地域で暮らし続けながら医療・介護サービスを受けることができる在宅医療や終末期医療、看取りのニーズが高まっています。

近隣の総合病院では診療科の縮小が進み、救急医療については受け入れが困難になっている状況にあり、現体制では住民のニーズに応じることが難しくなっています。

また本村の診療所の医師の確保が大変難しい状態となっています。

歯科医療については、診療設備が保健センターに併設されていることから、安定した歯科医療の提供および村保健業務との連携が図られていますが、今後は、歯科医師や歯科衛生士の確保についても困難な状況になることが見込まれています。

高齢者人口の増加、特に後期高齢者の増加に伴い、往診や訪問診療、訪問看護、特別養護老人ホーム等の施設診療機会の増加、住民の健康意識の向上により、医療の需要は今後ますます高まるものと予想されます。

住民が安心して診療が受けられるよう交通手段の確保および国保診療所機能の一層の充実が求められています。さらに、保健福祉分野との連携強化による健康増進および疾患管理、介護予防等の充実を図るため、歯科医師を含めた医師等の確保は急務となっています。

(2) その対策

- 国民健康保険診療所の常勤医師を確保します。
- 村内唯一の歯科診療所の歯科医師や歯科衛生士の確保及び運営支援を行います。
- 患者の交通手段を確保します。
- 高度医療機関や救急指定病院との連携を強化し、質の高い医療が受けられる体制を整備します。
- 生活習慣病対策との連携を図り、個別および家庭単位による疾病管理を充実します。

(3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 【患者輸送車】	患者輸送車整備 1台	村	
	(3) 過疎地域 持続的発展特別事業	常勤医師確保 常勤医師を確保し、村民の命、暮らしを守る	村	常態化している無医村への不安を払拭するため、常勤医師を確保するため運営補助なども検討し、村民が、安心して暮らしていただける地域を確立し、村民の命や暮らしを守り続けていく必要がある。
		歯科診療所歯科医師等確保及び運営支援事業 村内唯一の歯科診療所の常勤歯科医師や歯科衛生士の確保及びその運営を支援	村	歯科診療所を維持するため常勤歯科医師等の確保及び運営を補助し、村民が、安心して暮らしていただける地域を確立し、村民の命や暮らしを守り続けていく必要がある。
		予防医学体制の整備と充実	村	予防医学体制の整備を行い、継続した健康管理を行うことにより、村民の安心した暮らしを守る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

保健センターについては、築24年と比較的新しい施設であるため、施設の利用状況や需要の変化を見据えながら、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。

国民健康保険診療所については、保健センター内の施設であるため、保健センターと同様、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。

## 9 教育の振興

### ア 学校教育

平成30年4月、鮫川小学校と青生野小学校が統合し、新たな鮫川小学校として生まれ変わりました。小学校と中学校との関係がより深まり、更に幼保連携型認定こども園「さめがわこどもセンター」も加わり小中学校連携から幼保小中と切れ目のない1人1人の個性に合った教育がより充実してきました。

幼保小中の教職員が話し合い、「つなぐ教育プラン」を策定し、教員が連携協力し、学習、生活、運動面などでの系統性を踏まえた指導を行い、村の学校教育活動の向上に取り組んでいます。これらの取り組みを礎に、義務教育学校に進展できる環境となっており、施設の一体化を含めて更により良い教育環境の充実を目指しています。

一方、小中学校の全国学力・学習状況調査と県学力調査の結果を分析してみますと学力向上のため、徹底した基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得できるような手立て、更には多様な問題に対応できる課題解決能力の更なる育成が必要です。

また、これまで小中学校において、ふるさと教育に重点を置き、活発に活動を行ってききましたが、今後は、本村ならではの教育資源に直接触れ合いながら学び、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようという心を育むとともに、その学びをとおして基礎的・汎用的能力を培い、「健やかな人をみんなで育むむらづくり」を目指すため、ふるさとキャリア教育の一層の充実、家庭や地域と一体となった開かれた学校づくり、安全対策の強化、給食体制の充実など、総合的な取り組みを進めます。

### イ 生涯学習

人々が生涯にわたってあらゆる機会にあらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現に向け、全国的に幅広い取り組みが行われています。

本村では、公民館を拠点として、幼児から高齢者までを対象とした様々な講座・教室を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動の推進、社会教育団体の育成に努めています。

既存の事業（講座・教室）については、内容を充実させるなど質の向上を図りながら取り組んでいますが、参加者が固定化していることから、住民の意見や住民主体の村づくりを踏まえながら、次につながり、新規の参加者が増えるような内容に変更していく必要があります。具体的には、世代別にその世代のニーズに応じた事業を企画し、より多くの村民の参画を図ります。

読書活動については、図書館の利用者数および貸出冊数はここ数年で減少傾向にあります。読書教室への参加者は伸び悩みの傾向にあるため、より一層の参加呼びかけが必要となっています。具体的には、図書館クラウドシステム及び読書手帳を導入し、利用者の読書意欲の向上と読書の推進を図っていきます。

また、本村では、平成23年に子ども読書活動推進計画を策定し、様々な取り組みを進めてきましたが、今後とも、読書を通して言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を養うため、子どもの読書活動の活発化に向けた取り組みを進めていきます。未来を担う子ども達に、より多くの本に親しむ機会を与え、生涯にわたって望ましい読書習慣の確立を目指し、読書環境の整備を図ります。

## (1) 現況と問題点

### ア 学校教育

令和7年5月1日現在、村内の小学校は1校で児童数98人、中学校は1校で生徒数60人となっており、令和9年度には小中学校を合わせても150人を下回ると予想されています。

施設面では、鮫川中学校校舎は、昭和46年度に完成し築54年、鮫川小学校校舎は昭和56年度に完成し築44年が経過しています。現在までに平成21年度には耐震補強大規模改修工事、平成23年度には、東日本大震災により被災したため、災害復旧工事を行っていますが、施設の建て替えの求められる築60年が迫っています。

児童生徒数の推移予想、施設の老朽化、これまで行ってきた小中連携教育の実績を踏まえ、義務教育学校等への移行を進めていきます。

教職員住宅は、そのほとんどを取り壊しましたが、一部は定住促進住宅に転用し、活用していますが、長期間空き家状態が続いている教職員住宅については、老朽化も著しいことから、施設の廃止も含めてその活用を検討する必要があります。

住宅についても維持費を支出している状態にあり、今後、活用について検討する必要があります。

遠距離通学児童生徒のためのスクールバスの利用率は、小中学校全体の在籍者の90%前後となっています。

スクールバスの運行については、年度により乗車人数が増減するため、運行距離の伸縮、路線の変更等が生じますが、適正な運行時間内で保護者の要望に可能な限り応えながら安全な登下校を維持するため、乗車人数にあった中型バスへの更新を計画的に進めていきます。

学習指導の面では、文部科学省が推進するGIGAスクール構想（これまでの教育実践の蓄積とICTを掛け合わせた教育構想）の実現に向けた環境整備も必要不可欠です。

また、特別に支援を必要とする児童生徒、不登校傾向にある児童生徒の学びの保障にも積極的に取り組む必要があります。

小学3年生から英語活動の必修化、小学5・6年生の英語の教科化や小学校における道徳の教科化など、これからの教育改革に対応する必要があるため、外国語指導助手や学習支援員の配置のほか教職員の資質向上、多様な人材の活用により学校教育体制の充実に取り組んでいきます。

また、平成24年度から実施している英語宿泊体験研修事業において、天栄村にあるブリティッシュヒルズに滞在し小学校6年生は1泊2日の日程で英会話だけで過ごす生活を体験しています。生きた英語と英国文化を肌で感じることができる施設であることから、英語に関心を持つ児童の育成のため、今後も事業を継続します。

就学前教育については、幼保連携型認定こども園「さめがわこどもセンター」と小・中学校との連携を強化し、一体的な教育活動を行っていきます。

昨今、学力の向上とともに進学する高校の選択肢も広がり、各家庭における通学費の負担が大きくなってきていることから、子育て環境の向上、人材育成に寄与するため、「高校生通学支援金」を制度化し、その負担軽減を図っています。

## イ 生涯学習

社会教育施設について、少子高齢化社会と情報化社会を見据え、本村の社会教育の拠点を整備します。点在する施設の維持管理費を削減し、すべての村民が生涯にわたって学び続け、自己を高め、その成果が地域社会に還元される生涯学習社会の形成に向け、村民ニーズに即した学習環境を提供する施設とします。公民館の令和6年度の施設利用状況は、利用件数370件、利用人数4,546人となっており、今後も、魅力ある学級や講座の開催、各種事業の支援、社会教育関係団体の育成、高齢者活動支援等を推進する必要があります。

その他の生涯学習関連施設として、図書館では親子読書教室やお話の森、わくわく広場、移動図書等により読書の推進を図っています。今後は、県立図書館や他市町村立図書館、小・中学校図書室との連携により、図書館資料の相互貸借の推進等、きめ細やかな図書館サービスの構築を進めます。

トレーニングセンター等の社会体育施設については、老朽化しているトレーニングセンタープールの改修工事を行います。また、トレーニングセンターアリーナの改修、修繕を行い、本村スポーツ振興の拠点として整備します。施設の管理については、平成27年度から指定管理者として「さめがわスポーツクラブ」に委託を開始しましたが、きめの細かいサービスや参加しやすいスポーツメニュー等を提供していることから、小学生から高齢者まで愛好者が増加しています。

その他グラウンド関連施設では、村民運動場や青少年広場がありますが、補修等については令和2年度に青少年広場の大規模改修工事を行いました。今後は、有利な補助事業等を活用し、グラウンドの維持管理(メンテナンス)、補修を徹底し、子どもから高齢者までが生きがいを持ってスポーツに楽しむことのできる環境づくりに取り組みます。さらに、子どものスポーツ少年団活動から高齢者のゲートボール等にも使用可能な「多目的スポーツ施設」を整備します。

## (2) その対策

### ① 具体的解決策

#### ア 学校教育

- 基礎学力の定着と向上を図ります。
- 義務教育学校の充実を目指します。
- 児童および生徒の安全・安心な通学環境を確保します。
- 遠距離通学の児童や生徒が利用するスクールバスを計画的に更新します。
- スクールバス運転手の労働環境の充実のため、連絡所を整備します。
- 老朽化した教員住宅を解体撤去し、維持費を削減します。
- G I G Aスクール構想の実現に向けたI C T環境を整備するとともに、有効に活用して学力向上を図ります。
- 幼小中学校において「早寝・早起き・朝ごはん」、「メディアコントロール」を推奨します。
- 国際理解教育の推進のため、語学指導外国青年招致事業を継続します。
- 生きた英語と英国の文化を肌で感じることができる英語宿泊体験研修事業を継続します。
- 小・中学校への学習支援員の配置を継続します。
- 不登校等児童生徒対応のための体制を整備します。
- 高校通学費等の負担軽減を図るため「鮫川村高校生通学支援金」を支給します。
- 学校給食センターでは、大規模災害等に対応するために、非常食の備蓄を受配校すべての学校に配置します。
- 学校給食センターは、施設内調理機械についても、経年劣化や機械の故障が多くなってきているため、施設内機械一覧表を作成し、施設内機械の更新を計画的に行っていくこととします。

## イ 生涯学習

- 学校や児童クラブと連携した施設を整備します。
- 社会教育団体、文化団体、体育団体活動への支援と助成を行います。
- 各種ボランティア等の人材育成、活用の促進を図ります。
- 多目的スポーツ施設を整備します。
- トレーニングセンタープールの改修工事を行います。
- 生涯スポーツの普及と振興を図るため、体育施設の指定管理者制度を継続します。
- 図書館資料の相互貸借の推進等により利用者の拡充を図ります。
- 図書館クラウドシステムと読書手帳を導入し、読書の推進を図ります。
- 村民のニーズに応えた生涯学習の実施に努めます。

## ② 目標

K P I（重要業績指標）	現状値 （令和6年）	目標値 （令和11年）
村に愛着を感じている中学生の割合	73.6%	80.0%

公民館利用者数

4,546 人

6,000 人

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業主 体	備考
8教育の振興	(1) 学校教育 関連施設 【校舎】 【スクールバス・ ポート】	義務教育学校等建設	村	
		スクールバス更新 中型車 3台	村	
		スクールバス連絡所整備	村	
	[その他]	学校給食センター調理器具 更新	村	
	(3) 集会施設、 体育施設 等 【公民館】 【図書館】 【体育施設】	義務教育学校等との連携 公民館・図書館・体育施設 等	村	
		図書館クラウドシステム導 入	村	
		トレーニングセンタープー ル改修工事	村	
		青少年広場維持管理補修工 事	村	
		多目的スポーツ施設建設	村	
	(4) 過疎地域 持続的発 展特別事 業 【義務教育】	スクールバス運行費	村	教育基本構想を住 民と一緒に策定 し、住民に周知す ること、また、教 育支援の充実は、 若年層の定住につ ながる。
		基礎学力向上推進事業 学習支援員の配置	村	
		不登校等生徒対応教室運営	村	
		英語宿泊体験研修事業 小学校児童	村	
		能力検定促進事業 検定料助成	村	
		教材費支援事業 教材費の無償化	村	
A L T 招致事業 外国語指導助手		村		

	【高等学校】	鮫川村高校生通学支援金 高等学校に通う生徒の保護者に支援金を支給	村	へき地にある本村にとって、高等学校に通学する子どもを持つ保護者の支援を行うことにより、村外への流失を防ぐことにつながる。
	【生涯学習・スポーツ】	体育施設指定管理 指定管理料	村	明るく、元気な地元住民を増やし、地域コミュニティを維持することにより、本村の生活の満足度を向上させ、定住が図られる。
		スポーツ行事の開催	スポーツ協会	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

小・中学校については、耐震補強および大規模改修は実施されているものの、築45年以上を経過している建物が多く、児童・生徒数が減少していることから、保護者や地域などの意向を十分に踏まえながら義務教育学校の建設を含めた認定こども園や文教施設の集約化により効果的な教育環境の構築を図ります。

学校給食センターは、古殿町から給食業務を受託した際に施設の一部について改修を行いました。今後の需要の変化や施設の耐用年数などを見据えながら、義務教育学校への併設を検討します。

教職員住宅は、現在保有する2戸が築30年以上経過し老朽化が著しいことから、施設の廃止を含めて適正な配置を検討するとともに、維持管理費の低減に努め計画的かつ効果的に設置します。

公民館は、これまで数次にわたり耐震補強や大規模改修を行い、施設の適正管理に努めてきていますが、築49年を経過している施設であるため、施設の利用状況や老朽化の度合い、需要の変化を見据えながら、施設の建替えや他の施設との複合化について検討を行います。

図書館（環境学習館）は、東日本大震災により被災し大規模な災害復旧工事を行いました。今後は、義務教育学校の学校図書館を活用しながら、図書館機能の充実を図り、利用者の増加に努めます。

スポーツ施設（トレーニングセンターほか）は、指定管理者制度により管理運営が行われていますが、施設が分散しており効率的に管理を行っていくことが難しいため、施設の利用状況や老朽化の度合い、需要の変化を見据えながら、施設の規模や配置を見直すとともに、施設の集約化または複合化について検討を行い、需要に対応した適正な施設の規模を目指すこととします。

## 10 集落の整備

村では、地域にいる人財が複数の役割を担うことによって生産性を高めるといふ、新たな社会システムに転換し、サービスの担い手自身にとっても、小口の収入機会である「生業」を複数持つことにより、生活に必要な所得を確保し、地域で暮らし続けることが出来るようにシステムの構築を図ります。

また、増え続ける空き家を資源として捉え、有効活用を図るため、必要に応じて村が空き家を取得し、村内への移住・定住を促進するための住宅や、地域の活性化に資する施設に改修したり、環境美化のため解体撤去したりして、美しい農村景観の形成・保全を図り、魅力ある村づくりを進めます。

同様の取組を行う個人や団体に対し、一定の要件を定め、その費用の一部を助成していきます。

### (1) 現況と問題点

地域内における意思決定やイベントなどの自治・共助活動、村づくりなどの地域活動は行政区長を中心に、行政区単位で行われてきました。

行政区には、原則として地域の全世帯が加入し、区長は地域を代表し、地域の暮らしを支える重要な役割を担っています。しかし、人口減少や高齢化のほか、地域課題の多様化・広域化等を背景に、行政区における従来の役割を果たすことが困難となる地域が出てくる可能性が生じてきました。このため、行政区に加えて、地域で活動する地域団体や、NPO法人といった機能的組織も「参加・参画・協働」し、地域を経営する視点に立って地域の将来ビジョンを「協議」し、そこで求められた指針に従って地域住民自らが「実行」する「地域経営型」自治への深化が求められています。

一方、人口減少や高齢化が著しい中山間地域等においては、地域住民の減少に加えて、高齢化に伴う生活機能の低下等により、介護、空き家、里山等の財産管理など地域に関わる新たな需要が発生するとともに、高齢者の見守りや雪かき、草刈りといった生活支援に関わる需要も増加しています。

しかし、人口減少に伴う経済規模の縮小を背景に、商店や公共交通といった民間事業者が提供するサービスが失われてきており、地域住民の減少や高齢化に伴い、これまで行政区で担ってきた生活支援機能も低下しています。また、依然として村の厳しい財政状況が続く中、職員数の減少に伴い、広大な面積を持つ本村においても従来の行政サービスの水準の維持が困難になってきています。

本村の集落は、統計調査区分によるもので、48の集落からなっています。住民の集落活動の単位としては、行政組合が145組合で、農事組合が62組合組織されています。

集落の特徴は、一部地域を除いて山間部に小規模の集落が点在していることですが、これまでの過疎計画に基づく各種対策により、集落間の道路整備や生活環境の整備を進めた結果、生活上での利便性が高まりました。

しかし、今後さらに少子高齢化の進展により、一人暮らしや高齢者のみの集落が増加し、維持困難な集落が多く出現すると見込まれています。

平成26年度には農家民宿の立ち上げを支援し、農家民宿連絡協議会を結成しました。現在6軒の農家民宿が協議会に加入しておりそれぞれ活動しています。これらの農家民宿の農業体験宿泊などの波及効果もあり、都市住民から田舎暮らし移住希望者や二地域居住の希望が多く寄せられています。

一方、近年増加傾向にある空き家の対策が急がれています。移住を希望する人たちなどから空き家の需要は多くありますが、それに反して売ったり、貸したりすることができる空き家は極端に少ないため、空き家になったまま長年放置され、老朽化が進み廃屋同然のものも増えています。このような空き家は、美しい農村の景観を損なうばかりでなく、防犯上も好ましくないため、その対策が必要となりますが、撤去には多額の費用がかかることから、所有者等による自主的な対策は一向に進まず、支援の仕組みづくりを進める必要があります。

## (2) その対策

### ① 具体的解決策

- 地域運営組織の育成を図ります。
- 集落機能を活性化するため、移住者や二地域居住希望者の受け入れを推進します。
- 空き家の有効利用事業を行う。
- 「地域おこし協力隊」や「緑のふるさと協力隊」を活用し、集落機能の維持、地域づくり活動の促進を図ります。

### ② 目標

KPI (重要業績指標)	現状値 (令和6年)	目標値 (令和11年)
行政区の維持	7行政区	7行政区

## (3) 計画

事業計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域運営組織の形成	村	集落の活動を支援し、地域コミュニティを維持することにより、本
		空き家改修等助成事業 二地域居住や定住を促進するための助成	村	

		<p>地域おこし協力隊事業                  協力隊が村で暮らしながら、地域密着型の活動に携わり、活動を通して地域の魅力を掘り起こすとともに、村の魅力を発信し、集落の活性化に寄与する</p>	<p>村</p>	<p>村の生活の満足度を向上させ、定住が図られる。また、空き家の活用を促し、集落の新たな拠点づくりを促す。</p>
--	--	---	----------	---

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

---

## 11 地域文化の振興等

地域で受け継がれ、守られている伝統文化や行事は、固有の地域財産であることから、これらを保護・活用することによって、愛着や誇りを持てるような環境づくりを推進します。

また、歴史民俗資料館や館山公園等を効果的に活用し、地域の学習拠点として有効利用を図りながら、学校とともに文化財に対する意識の醸成に努めます。

文化財は、長い歴史の中で生まれ、守り伝えられてきた貴重な財産です。

本村には、「木造薬師如来立像」や「渡瀬の獅子舞」をはじめ、いくつかの文化財が存在しています。今後は文化財を活用した事業を企画するなど、高まりつつある文化財への関心を継続していくことができるような施策の展開を図ります。

さらに、村では小・中学生にも優れた芸術に親しんでもらおうと、本物の舞台芸術や生の音楽演奏を開催していますが、小・中学生が多く感動体験を得て豊かな人間性と多様な個性を育むために、継続して開催します。

### (1) 現況と問題点

#### ア 歴史・文化財

歴史・文化財においては、村内の重要な文化財や史跡を次世代へ守り伝えていくため、芸術的または歴史的価値を損なわないよう、適正な保全に取り組む必要があります。平成26年度から27年度に補助を受けて、村内では初めて地域住民の協力のもと、富田薬師堂の仁王像2体の補修復を完了することができました。今後も指定文化財の保護を進めるため、所有者の高齢化により保全が難しくなっている文化財について有効な支援策を講じていく必要があります。

また、村指定無形民俗文化財の「渡瀬の獅子舞」は、獅子頭や衣装、楽器などが劣化してきているため、補修の助成をしながら保全していく必要があります。

さらに村では、情報過多による芸術鑑賞離れなどが進んでいる中、小・中学生が多く感動体験を得て豊かな人間性と多様な個性を育むために、優れた芸術に親しんでもらおうと、本物の舞台芸術や生の音楽演奏を開催しています。

#### イ 地域文化

文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動、生きる勇気をもたらすものであり、住民生活や地域活性化に欠かせない要素ですが、文化庁の調べによれば、直近1年間で文化芸術に関連する学習などを行った人の割合は13.6%と決して高い数値とは言えません。

本村では、9の団体が加盟する文化団体連絡協議会が中心となって、さまざまな文化芸術活動を活発に展開しているほか、文化祭や芸能発表会を開催しています。

しかし、村民全体の高齢化が進む中、文化団体連絡協議会加入者の高齢化も進んでいます。また、青年・壮年世代は、日々の忙しさに追われ、文化芸術活動に目が向かない傾向にあります。

このため、今後は、村内に文化芸術団体をさらに積極的に呼び込むことが必要であり、特に村内の文化芸術団体の育成を手助けできるような事業展開が求められます。

## (2) その対策

### ① 具体的解決策

- 芸術・文化団体の育成、支援、助成を通して、文化活動の振興を図ります。
- 村の特色を生かした芸術文化事業や文化祭などの開催を支援します。
- 指定文化財、無形文化財、地域文化・行事の保存、伝承を図ります。
- 芸術・文化活動の拠点施設として、村公民館施設の整備充実を図ります。
- 歴史民俗資料館の機能の充実を図るため、新たに地域の自然学習拠点施設として活用します。
- 少年主張大会や音楽発表大会、小・中学校における芸術鑑賞事業などによる、質の高い文化芸術に触れる機会を充実し、地域の文化力の向上と村民が主体となった芸術文化活動の促進を図ります。
- 文化活動を行うNPO法人の組織化・育成を支援します。
- 村の貴重な歴史資源や伝統文化を後世に継承する取り組みを進めながら、情報発信や公開などにより、郷土の歴史や文化の理解促進を図ります。

### ② 目標

KPI（重要業績指標）	現状値 （令和6年）	目標値 （令和11年）
文化団体連絡協議会加入団体数	9団体	12団体
発表会等への平均入場者数	247人	250人
文化財関連企画への年間参加者数	18人	20人

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設 名）	事業内容	事業主 体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等	公民館を含めた文化施設の整備	村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	芸術文化観賞事業 鮫川小学校、鮫川中学校	村	子ども達に必要な情操教育は豊かな心を育み「豊かな心」には、芸術的な感性だけでな
少年主張大会・音楽発表会の開催		青少年健全育		

			成推進 協議会	く、家族への愛情 やお友達への思い やり、他人を尊敬 する姿勢などを形 成し、やがて郷土 愛につながる。
--	--	--	------------	---

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

歴史民俗資料館は、耐震補強を実施していないため、施設の利用状況や老朽化の度合い、需要の変化を見据えながら、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

国が掲げる2030年温室効果ガス排出46%（2013年比）削減目標を達成するためにも、行政と住民が一体となって地球温暖化対策に取り組むとともに、二酸化炭素の排出削減となる省エネ機器の普及促進に努めます。

また、本村の自然景観や資源を維持し、継続して活用するためには、循環型社会を形成するため、鮫川村バイオマスヴィレッジ構想の推進が重要となります。この構想を中心とした、バイオマス資源の利活用を促進させることで、今後森林資源の有効活用につながり、再生可能エネルギーの普及促進を加速化させていきます。

### (1) 現況と問題点

化石燃料の使用や森林の減少などによる二酸化炭素などの温室効果ガスの増大等を背景に、地球温暖化がさらに深刻化し、大雨・洪水などの異常気象や生態系の変化などを引き起こし、私たちの暮らしや農業に大きな影響を及ぼしています。このような中、現代社会は地球規模で環境保全やエネルギーのあり方に対する関心が一層高まっており、自治体においても、持続可能な社会の形成に向けた具体的な行動が強く求められています。

本村では平成20年にバイオマスヴィレッジ構想を策定し、再生可能エネルギーの普及促進、活用に取り組み、家畜排せつ物や生ごみの堆肥化はもとより、薪ストーブ・薪ボイラーによる木質バイオマスの利活用や、廃食用油を収集して精製するバイオディーゼル燃料の利活用なども進めてきました。

本村の緑と水の優れた自然環境・景観は、古くから農業の営みによって育まれ、村内外の人々に癒しとやすらぎを与える、本村ならではの貴重な資源となっています。

これらの自然景観や資源を活用するためには、循環型社会の継続が必要で、本村におけるバイオマスヴィレッジ構想のますますの推進が重要となります。バイオマスヴィレッジ構想を中心とした、木質バイオマスの利活用を促進し、今後森林資源の活用を検討・推進していきます。

本村は中山間地域に位置するため、平地に比べ森林の生産性が低く、森林における針葉樹等の間伐や広葉樹での更新伐などの手入れが必要ですが、林業経営の不振や原発事故による風評被害などの影響により、適切な管理が行われず、森林機能低下も危惧されています。

今後とも、本村ならではの環境・景観の保全と創造に向け、各種の環境・景観施策、エネルギー施策を、シルバー人材センターなど村民との協働のもとに積極的に推進していく必要があります。

### (2) その対策

- 省エネルギー家電等の導入によるエネルギー効率の高い施設への改善、冷暖房の省エネ化など、省エネルギー対策を推進します。
- 公用車などのクリーンエネルギー自動車の導入を進めます。

- 間伐材等を薪として加工し、薪ストーブ・薪ボイラーの熱源とする、木質バイオマスエネルギーの利活用に向けた取り組みを推進します。
- 家庭から出る使用済みの食用油を収集して精製し、バイオディーゼル燃料として利活用する取り組みを推進します。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 1 再生 可能エネルギーの利用 の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	薪ボイラーの導入 (さざり荘・農業者トレーニングセンター・ひだまり荘)	村	
		村の公用車や社会福祉法人や NPO 団体のクリーンエネルギー自動車の導入	村	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	一般住宅薪ストーブ導入 助成事業 薪ストーブを導入する費用を助成	村	再生可能エネルギーの利活用は、自然に負荷をかけないシステムづくりの一助であり、自然を観光資源と捉える本村にとって、重要な施策である。

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

堆肥センター関連施設（ゆうきの郷土、薪ステーションほか）は、指定管理者制度により管理運営が行われている施設であり、比較的新しい施設であるため、当面は大規模改修などの多大な費用負担はありませんが、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。また、民営化が可能な場合は、譲渡や売却、貸付などの手法により民営化を推進するものとしてします。

大学連携試験研究施設は、施設の利用状況や需要の変化を見据えながら、施設の維持管理を計画的かつ効果的に行っていくこととします。

## 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### ア 景観の維持・保全

- ①きれいな道路景観を維持するため、道路沿いのごみ収集を継続して実施します。
- ②景観条例や景観ガイドラインなど、景観に関する指針づくりを検討していきます。

- ③本村ならではの景観の維持・保全及び創造を総合的・計画的に進める県の景観計画や屋外広告物条例に基づき、建築物や屋外広告物の適正な規制・誘導を進めます。
- ④美しい里山景観を維持するため、セイタカアワダチソウ等の外来種の駆除に向けた取り組みを進めます。
- ⑤優れた自然景観を維持するため、県指定の自然環境保全地域である強滝及び江竜田の滝、緑地環境保全地域である天狗橋について、維持管理組織の育成など管理体制の再検討を進めます。
- ⑥美しい里山景観を維持するため、村で管理する施設や道路等の維持管理、遊休農地の増加による里山景観の減少を抑える組織等の組織化を促進します。

## (1) 現況と問題点

地域の活性化対策として、昭和61年に村、農協、商工会が一体となり、鮫川村ふる里振興協議会を設立し、「東京鮫川会の結成」のほか、「高原の鮫川うまいもの祭り」や「産地直売交流会」「都市交流」などを実施し、地域の活性化に積極的に取り組んできました。

本村の都市交流事業は、大学や東京鮫川会、ふるさと回帰支援センターなどとの交流が活発になり、交流人口が増大しています。この交流事業は、受け入れ集落の人々に活気を与え、住民がその地域に住み続けることへの愛着と誇りになっています。

特に、東京農業大学においては、里山景観保全活動が年6回催され、137回目を迎えるなどの交流事業を積み重ねてきた成果により、平成22年6月に「鮫川村と東京農業大学との連携協定」が結ばれ、山村環境の整備や地域の再生、発展の実現、農業の振興などさまざまな分野で連携協力が期待されています。また、農産物加工品開発アドバイザー委託などの事業に取り組んでいきます。

今後は、ますます厳しい財政状況のもと、里山の豊かな自然環境を活かした地域開発や、グリーン・ツーリズムの受け入れなど都市との交流を積極的に推進する必要があります。

## (2) その対策

- 不法投棄物回収作業を継続します。
- 都市との交流、大学との交流を推進します。
- 地域づくり団体と人材の育成を推進します。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設 名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他 地域の持続 的発展に関 し必要な事 項	(1) 過疎地域 持続的発 展特別事 業	不法投棄回収作業業務 委託事業 村内の不法投棄物の 回収を定期的に行 い、里山景観の保持 業務を委託	村	本村は、ゴミのない村 宣言を発し23年の実 績がある。今後もこの 取り組みを絶やすこと なく、本村の魅力を継 続することが、郷土愛 の存続につながる。 防災・防犯の取組は、集 落機能・消防団員の減 少に対応するため、情 勢の変化に常に対応し ていかなければならな い。
		加工品開発等アドバイ ザー委託事業 特産品開発を推進す るために、東京農業 大学の教授等をアド バイザーに任命し、 開発業務を委託	村	地域人材の少ない本村 にとって、アドバイザー の活用により、新し い視点の開発が行われ、 持続的に村外に発信 できる新たな加工品 が販売できる。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

**(再掲) 過疎地域持続的発展特別事業分**

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
1 移住・定住・地域間の交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的発展特別事業 【移住・定住・二地域居住】	移住者交流会の実施と移住者同士の交流促進事業	村 移住者	移住・定住策は、過疎を食い止める中でも、元気に過ごせる地域づくりの重要施策。新たな人材が移住することで、定住している方にも活気があふれる。	
		空き家貸出・管理組織の創出と支援	空き家 管理組織		
		移住・定住住宅取得支援事業	村		
		村ホームページの改修	村		
		移住・二地域居住コーディネート設置	村		
		民間団体による移住体験プログラムの実施	空き家 管理組織		
		空き家パンフレットの作成	村		
	【人材育成】	地域の人材の創出事業と人材育成事業の展開 若者会議・中高生未来会議の実施	村		人材育成は、集落機能維持に欠かせない。今後、さまざまな年齢層にあった人材育成事業の展開を図り、地元へ帰り、集落活動を担える人材を確保する。
		地域リーダーと関係人口による人材の交流促進	村		
	【基金積み立て】	定住促進奨励基金 村が宅地分譲し定住促進を図る事業に要する資金を積立	村		
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的発展特別事業 【第1次産業】	鮫川村振興公社の設立・運営費助成 6次産業の拠点となる「手・まめ・館」や堆肥センターの管理運営の安定化のため、振興公社等の設立を検討し、運営費の助成を行うこと	村	発展に不可欠な産業の振興において、農林業・畜産を主体とした取り組みを継続的かつ、安全・安心な取り組みを推進していく。	

		で、経営安定を図る		
		大豆生産奨励事業 農産物加工施設では、安心安全な村内産の大豆を使用しているが、生産を奨励するために市場価格より高値で買い取るため、村が購入費を助成	村	
		有機の里づくり農業指導員設置事業 有機農業を推進するため、農業指導員を設置	村	
		園芸作物振興事業 園芸産地育成支援	村	
		農地流動化事業 農地集積・経営規模拡大支援	村	
		有害鳥獣被害対策事業 鳥獣被害対策実施隊支援、集落ぐるみで実施する被害対策への支援など	村	
		電気柵等購入助成事業 野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵等の購入費を助成	村	
		森林病虫害防除事業 松くい虫の被害木を伐採し、倒木による通行などの被害防止を図る	村	
		畜産振興事業 畜産ヘルパー利用促進 飼育牛予防接種支援 畜産クラスター関連事業	畜産団体 畜産クラスター協議会	
		家畜衛生対策事業 家畜の伝染病、疾病	村	

		を予防するために、 検査手数料を助成		
		優良肉用繁殖雌牛導入 事業 肉用牛生産の基盤強 化のため、優良な雌 牛を導入する際に助 成	村	
		畜産クラスター協議会 の運営	協議会	
	【商工業・6次産 業化】	買い物弱者支援施設支 援事業 高齢者等の買い物弱 者を支援するための 施設が持続的に運営 できるよう、運営費 を助成	村	発展に不可欠な産業の 振興において、地域循 環型消費を目指す取り 組みを継続的に行い、 住民の生活の安全・安 心を支えていく。
		勤労者互助会の支援 勤労者互助会の運営 支援	村	
		商工団体支援事業 商工会等への事業支 援	村	
		中小企業経営支援事業 保証融資制度 信用保証料補助	村	
		村内企業研修などの促 進支援 研修等活動支援	村・ 商工会	
	【観光】	鹿角平観光牧場クロス カントリーコース管 理、運営 クロスカントリーコ ースの管理、運営を 指定管理者に委託 し、適正な運営を図 る	村	村が主体となるイベン トや運営は、さらなる 衰退を招く場合もある ため、民間の運営団体 を支えることで、地域 の活性化を促すとも に、地域や集落、団体 の育成を図ることを目 的とする。
		観光振興事業 観光イベント等への 補助事業	村	

	【企業誘致】	企業誘致情報提供 事業所向け空き物件 の紹介	村	継続的に企業誘致をあ きらめずに行い、村に 活気を取り戻し、若年 層の働き口の創出を図 る。
		企業立地推進事業 企業立地奨励事業	村	
	【その他】	起業・創業支援事業 村内に立地しておら ず、ニーズのある業 種を起業したい人を 支援	村	
3 地域にお ける情報化	(2)過疎地域持 続的発展特別事 業 【情報化】	行政アプリ事業の検討	村	過疎地において、I C Tの活用、情報格差の 是正は必須項目であ り、早急な整備を図ら なければならないし、 住民の安全・安心な生 活の向上を図ること により、定住が図られ る。
		I C T人材育成事業及 び組織の設立に係る助 成	村	
		I C T人材育成に係る 講座の開催	村	
		I C T導入のモデル 事例への助成	村	
		タブレット等機器の 所持率および使用率 の調査	村	
		タブレット等機器購 入に係る費用への助 成	村	
		情報セキュリティ対 策推進事業	村	
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(10)過疎地域 持続的発展 特別事業 【公共交通】	村営バス維持対策事業 村営バスの路線を交 通弱者対策として維 持するため、赤字分 を補てん	村	本村では、村内唯一の 高校の廃校により、公 共交通の見直しを余儀 なくされている。この 機会に、持続的な公共 交通の在り方を検討 し、地域の住民が望 む、公共交通の確立を 図っていく。
		公共交通欠損補助金 路線バスを維持する ため、バス会社へ赤 字補てん	村	
		公共交通の拡充 村内循環バスを走ら せ、高齢者や通院者、 中心部への利用者の 移動手段を確保	村	
		コミュニティバス運行 団体の育成とその支援	村	

		公共交通利用促進事業 (仮) 公共交通の利用促進を図るため、早期免許返納者へ交通費の助成	村	
	【交通施設維持】	道路沿線支障木伐採事業 支障木(枝)を伐採し、安全な通行を確保	村	通行の支障となる支障木(枝)を伐採し、安全な通行の確保を図る。また、今ある道路の維持補修を定期的に行うことで、道路自体の耐久性を向上させ、費用の削減につなげていきたい。
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的発展促進特別事業 【水道施設】	飲料水確保対策事業 個人・団体に給水設備を整備・改修する費用の一部を助成	村	本村は、給水区域に含まれない集落が点在しており、安定した水を供給するために実施する。
	【生活】	不法投棄物巡回指導員設置 心ない者による不法投棄をなくすため、指導員を設置し定期的に巡回	村	本村は、ゴミのない村宣言を発し23年の実績がある。今後もこの取り組みを絶やすことなく、本村の魅力を継続することが、郷土愛の存続につながる。
	【防災】	防災ハザードマップ更新事業 現在の法令等に対応したハザードマップを更新	村	防災・防犯については、地区住民の不安を軽減するため防犯カメラの設置を推進するとともに、ハザードマップを更新し防災対策を万全にする。
	【防犯】	防犯カメラ設置費助成事業 個人が設置する防犯カメラの購入費用の一部を助成	村	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健および福祉の向上および増進	(7)過疎地域持続的発展特別事業	高齢者等生活支援車運行事業 高齢者等の定期診療などの生活路線確保支援、遠距離にある世帯の暮らし安心の確保を図る	村	へき地にあり、公共交通も乏しい本村にとって、交通弱者に対する支援を継続的に行うことが、住民生活の安定につながる。
		こどもセンター幼稚園部給食費無償化事業	村	村の地産地消事業の一環として取り組んでいた給食費用を、村の公

		小中学校給食費無償化事業	村	費で負担し、子育て支援を図る。
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的発展特別事業	常勤医師確保 常勤医師を確保し、村民の命、暮らしを守る	村	常態化している無医村への不安を払拭するため、常勤医師を確保するため運営補助なども検討し、村民が、安心して暮らしていける地域を確立し、村民の命や暮らしを守り続けていく必要がある。
		歯科診療所歯科医師等確保及び運営支援事業 村内唯一の歯科診療所の常勤歯科医師や歯科衛生士の確保及びその運営を支援	村	歯科診療所を維持するため常勤歯科医師等の確保及び運営を補助し、村民が、安心して暮らしていける地域を確立し、村民の命や暮らしを守り続けていく必要がある。
		予防医学体制の整備と充実	村	予防医学体制の整備を行い、継続した健康管理を行うことにより、村民の安心した暮らしを守る。
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的発展特別事業【義務教育】	スクールバス運行費	村	教育基本構想を住民と一緒に策定し、住民に周知すること、また、教育支援の充実は、若年層の定住につながる。
		基礎学力向上推進事業 学習支援員の配置	村	
		不登校等生徒対応教室運営	村	
		英語宿泊体験研修事業 小学校児童	村	
		能力検定促進事業 検定料助成	村	
		教材費支援事業 教育費の無償化	村	
		A L T 招致事業 外国語指導助手	村	
	【高等学校】	鮫川村高校生通学支援金 高等学校に通う生徒の保護者に支援金を支給	村	へき地にある本村にとって、高等学校に通学する子どもを持つ保護者の支援を行うことにより、村外への流失を防ぐことにつながる。
	【生涯学習・スポーツ】	体育施設指定管理 指定管理料	村	明るく、元気な地元住民を増やし、地域コミュニティを維持することにより、本村の生活の満足度を向上させ、
		スポーツ行事の開催	スポーツ協会	

				定住が図られる。
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域運営組織の育成	村	集落の活動を支援し、地域コミュニティを維持することにより、本村の生活の満足度を向上させ、定住が図られる。 また、空き家の活用を促し、集落の新たな拠点づくりを促す。
		空き家改修等助成事業 二地域居住や定住を促進するために助成	村	
		地域おこし協力隊事業 協力隊が村で暮らしながら、地域密着型の活動に携わり、活動を通して地域の魅力を掘り起こすとともに、村の魅力を発信し、集落の活性化に寄与	村	
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	芸術文化観賞事業 鮫川小学校、鮫川中学校	村	子ども達に必要な情操教育は豊かな心を育み「豊かな心」には、芸術的な感性だけでなく、家族への愛情やお友達への思いやり、他人を尊敬する姿勢などを形成し、やがて郷土愛につながる。
		少年主張大会・音楽発表会の開催	青少年健全育成推進協議会	
11 再生可能エネルギーの利用推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	一般住宅薪ストーブ導入助成事業 薪ストーブを導入する費用を助成	村	再生可能エネルギーの活用は、自然に負荷をかけないシステムづくりの一助であり、自然を観光資源と捉える本村にとって、重要な施策である。
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 過疎地域持続的発展特別事業	不法投棄回収作業業務委託事業 村内の不法投棄物の回収を定期的に行い、里山景観の保持業務を委託	村	本村は、ゴミのない村宣言を発し23年の実績がある。今後もこの取り組みを絶やすことなく、本村の魅力を継続することが、郷土愛の存続につながる。
		加工品開発等アドバイザー委託事業 特産品開発を推進するために、東京農工大学の教授等をアドバイザーに任命し、開発業務を委託	村	地域人材の少ない本村にとって、アドバイザーの活用により、新しい視点の開発が行われ、持続的に村外に発信できる新たな加工品が販売できる。



---

## 鮫川村過疎地域持続的発展計画

令和8年3月

発行 鮫川村

〒963-8401 福島県東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿39番地5

TEL 0247-49-3111（代） FAX0247-49-2651（代）

URL <http://www.vill.samegawa.fukushima.jp/>

E-mail [soumu@vill.samegawa.fukushima.jp](mailto:soumu@vill.samegawa.fukushima.jp)

編集 鮫川村役場村づくり推進室

---